令和８年度第１回
小金井市緑地保全対策審議会
議案

令和８年度　第１回　小金井市緑地保全対策審議会

日　時：令和８年８月１９日（水）
午後２時から午後４時まで
場　所：メタウォーターサステナブルパークこがねい
（小金井市貫井北町一丁目８番２５号）

次　　第

１　開　会

２　委員紹介（資料１）

３　事務局紹介

４　議事
⑴　令和８年度保全緑地の指定及び解除について（諮問）（資料２）
⑵　保全緑地制度の見直しについて（資料３・４・５）

５　報告事項
⑴　令和７年度みどりの基本計画実施計画について（資料６・７）

６　その他

７　閉会

【配布資料】
資料１　小金井市緑地保全対策審議会委員名簿
資料２　令和８年度保全緑地の指定及び解除について
（保全緑地の制度の概要・保全緑地の指定の推移を含む）
資料３　保全緑地制度の見直しに係る委員意見一覧
資料４　保全緑地所有者アンケート結果
資料５　保全緑地制度の見直し（案）
資料６　令和７年度小金井市みどりの基本計画実施計画
資料７　小金井市みどりの基本計画の目標値の実績

【当日参考資料】
参考資料１　保全緑地制度近隣及び類似団体比較

資料１

緑地保全対策審議会委員名簿

（任期：令和７年４月１日　～　令和９年３月３１日）

	氏　名	フリガナ	性別	備　考	摘　要
1	小木曽　裕	コギソ　ユタカ	男	平成３１年４月就任 元日本大学理工学部まちづくり工学科教授 （４期目）	学識経験者
2	犀川　政稔	サイカワ　マサトシ	男	平成２６年８月就任 国立大学法人東京学芸大学名誉教授 （６期目）	学識経験者
3	松嶋　あおい	マツシマ　アオイ	女	令和５年８月就任 農業委員会会長職務代理 （２期目）	学識経験者
4	井口　哲男	イグチ　テツオ	男	令和８年４月就任 東京都多摩環境事務所自然環境課長 （１期目）	学識経験者
5	小谷　俊哉	コタニ　トシヤ	男	令和５年４月就任 （２期目）	緑化団体等に 属する者
6	関　悦子	セキ　エツコ	女	令和７年４月就任 （１期目）	緑化団体等に 属する者
7	田村　恵子	タムラ　ケイコ	女	令和３年４月就任 （３期目）	公募選定者
8	馬場　龍彦	ババ　タツヒコ	男	令和７年４月就任 （１期目）	公募選定者
9	箕輪　裕美子	ミノワ　ユミコ	女	令和７年４月就任 （１期目）	公募選定者
10	森　一浩	モリ　カズヒロ	男	令和７年４月就任 （１期目）	公募選定者

※１　各選出区分ごと、５０音順（敬称省略）としている。

諮問第１号

資料２

令和８年度保全緑地の指定及び解除について

１　令和８年度保全緑地の指定について

小金井市緑地保全及び緑化推進条例（昭和５８年条例第１３号）第６条に基づき、指定の申請があった保全緑地について、次のように指定する。

（１）　環境緑地

内　　容	申　　請	指　　定	指　定　内　訳
件　　数	１件	１件	新規１件
面　　積	５６５．８１㎡	４４０．４７㎡	新規４４０．４７㎡

（２）　公共緑地

該当なし

（３）　保存樹木

内　　容	申　　請	指　　定	指　定　内　訳
件　　数	６件	６件	更新２件、新規４件
本　　数	１２本	１２本	更新４本、新規８本

（４）　保存生け垣

内　　容	申　　請	指　　定	指　定　内　訳
件　　数	１０件	１０件	更新８件、新規２件
延　　長	３８３．３９ｍ	４２２．９５ｍ	更新２５３．００ｍ、新規１６９．９５ｍ

２　令和７年度保全緑地の解除について

小金井市緑地保全及び緑化推進条例（昭和５８年条例第１３号）第１３条に基づき、解除の申出があった保全緑地について、次のように解除する。

（１）　環境緑地

解　除　内　容		備　　考
件　　数	１件	１筆
面　　積	９５２㎡	―

（２）　公共緑地

該当なし

（３）　保存樹木

解　除　内　容		備　　考
件　　数	１１件	―
本　　数	２５本	―

（４）　保存生け垣

解　除　内　容		備　　考
件　　数	６件	―
延　　長	１２８．６０ｍ	―

3　令和８年度保全緑地総括表

(1)　環境緑地

（単位：㎡）

年　度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	計
令和７年度指定面積	0.00	0.00	952.00	4,717.67	40,482.49		46,152.16
更新面積						0.00	0.00
解除面積	0.00	0.00	952.00	0.00	0.00		952.00
新規指定面積						440.47	440.47
令和８年度指定面積		**0.00**	**0.00**	**4,717.67**	**40,482.49**	**440.47**	**45,640.63**
（国分寺崖線の面積）		0.00	0.00	3,145.67	37,956.16	440.47	41,542.30

令和８年度更新対象	
令和３年度指定面積	0.00
解除面積	0.00
未申請面積	0.00
更新申請面積	0.00
指定面積	440.47

(2)　公共緑地

該当なし

(3)　保存樹木

（単位：本）

年　度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	計
令和７年度指定本数	4	70	302	361	194		931
更新本数						4	4
解除本数	0	2	7	9	0		18
新規指定本数						8	8
令和８年度指定本数		**68**	**295**	**352**	**194**	**12**	**921**

令和８年度更新対象	
令和３年度指定本数	4
解除本数	0
未申請本数	0
更新申請本数	4
指定本数	12

(4)　保存生け垣

（単位：m）

年　度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	計
令和７年度指定延長	174.00	880.70	1,855.40	879.70	410.20		4,200.00
更新延長						151.00	151.00
解除延長	24.00	0.00	123.15	13.00	0.00		160.15
新規指定延長						271.95	271.95
令和８年度指定延長		**880.70**	**1,732.25**	**866.70**	**410.20**	**422.95**	**4,312.80**

令和８年度更新対象	
令和３年度指定延長	174.00
解除延長	24.00
未申請延長	0.00
更新申請延長	151.00
指定延長	422.95

※更新は5年に一度のため、更新及び新規数値は令和8年度のみとなっています。

令和8年度の更新対象数値は令和3年度の指定数値から解除数値を引いた数値になります。ただ、令和8年度の調査の結果、修正があったため一致しません。

４ 令和8年度 保全緑地 指定等一覧

⑴ 環境緑地
（小金井市緑地保全及び緑化推進条例施行規則 第2条第1項の1）
環境保全緑地については、現状のまま保全されることが確約される樹木の集団（農地上にあるものを除く。）で、その集団の存する土地の面積がおおむね300平方メートル以上で面的なつながりのあること。

整理番号	指定番号	申請区分	所在地番（小金井市）	地目	現況	申請面積（m^2）	指定面積（m^2）	備考
1	1	新規	中町一丁目1385番	宅地	雑木林	565.81	440.47	国分寺崖線
合計						565.81	440.47	

⑵ 保存樹木（樹木別一覧）

（小金井市緑地保全及び緑化推進条例施行規則　第2条第1項の2）保存樹木については、次のいずれかに該当すること。

ア　地上1.5メートルの高さにおける幹周が1.0メートル以上であること。

イ　高さが10メートル以上であること。

整理番号	整理番号2	指定番号	申請区分	所在地（小金井市）	指定本数（本）	指定樹木番号					樹　種	幹周り（cm）	樹高（m）	備考
1	1	1	更新	梶野町一丁目5番	1	21	－	B	－	1	ヒノキ	152	15	
	2		更新		1	21	－	B	－	2	ヒノキ	99	15	
2	1	2	更新	貫井南町二丁目10番	1	21	－	J	－	5	ヒノキ	166	15	
	2		更新		1	21	－	J	－	3	ヒノキ	103	13	
3	1	3	新規	中町四丁目７番	1						サワラ	212	20	
	2		新規		1						ムクノキ	151	15	
4	1	4	新規	本町五丁目２５番	1						ケヤキ	184	9	
	2		新規		1						ケヤキ	162	8	
5	1	5	新規	中町一丁目１０番	1						センダン	100	6	
	2		新規		1						エノキ	100	9	
	3		新規		1						エノキ	104.3	8	
6	1	6	新規	貫井北町五丁目１３番	1						ケヤキ	119	8	
合計					12									

⑶　保存生け垣

（小金井市緑地保全及び緑化推進条例施行規則　第2条第1項の3）　保存生け垣については、次のいずれにも該当すること。

ア　1人の所有者等（条例第6条第1項に規定する者をいう。以下同じ。）の生け垣又は1メートル未満の間隔で隣接する2人の所有者等の生け垣（以下「2人の所有者等の生け垣」という。）であって、高さが0.8メートル以上の樹木又は外部から見える緑化部分の高さが0.3メートル以上の金網等のフェンスに取り付いた木本性つる植物の葉が相互に触れ合う程度に一列以上に植栽されているもの又は1メートルにつき3本以上に一列以上に植栽されているものであること。

イ　所有者等の敷地内に設置するもの。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項に該当する道路に接する場合は、同条第1項の道路の境界線の申請者の敷地内に設置するものに限る。

ウ　生け垣の総延長が5メートル以上であること。

エ　生け垣と道路の間にブロック及び縁石等の遮蔽物が設置されていないこと。ただし、市長が特に必要と認めるときは、高さが0.4メートル以下であり、かつ、堅固な構造で倒壊のおそれがない遮蔽物を設置できるものとする。

整理番号	指定番号	申請区分	所在地（小金井市）	申請延長（m）	指定延長（m）	奨励金対象延長（m）	高さ（m）	樹　種	備　考
1	1	更新	梶野町三丁目１２番	134.00	133.00	50	1.3～1.55	ヒイラギモクセイ、アラカシ、サザンカ	指定延長133mのうち102mは追加分
2	2	更新	関野町一丁目１１番	16.00	16.00	16	1.6	ヒイラギモクセイ	
3	3	更新	緑町二丁目１４番	11.00	13.00	13	2.5	レッドロビン	
4	4	更新	中町二丁目６番	23.00	23.00	23	1.5	マサキ．ネズミモチ．イヌツゲ,ヤツデ、ヤブツバキ、ゲッケイジュ他	
5	5	更新	中町四丁目１番	11.00	11.00	11	1.9	ヒサカキ．ベニカナメ	
6	6	更新	前原町二丁目６番	15.00	12.00	12	2.2-2.6	レッドロビン（ベニカナメ）	
7	7	更新	中町四丁目１６番	20.00	20.00	20	1.8-2.0	ヒイラギ、マサキ、ベニカナメモチ等	
8	8	更新	本町四丁目２０番	18.00	25.00	25	1.7	ヒイラギモクセイ	
9	9	新規	本町二丁目９番	5.39	5.25	5	1.1	マサキ	
10	10	新規	貫井北町五丁目１３番	130.00	164.70	50	2.3～3.5	キンモクセイ、ヒイラギモクセイ	
合計				383.39	422.95	225			

※　奨励金対象延長は、小数点以下を切り捨てた値（50m以上は50mと表示）
※　奨励金の上限が15,000円、1mあたり300円のため、奨励金対象となる延長は15,000円/300円=50mとなる。

５ 令和7年度保全緑地解除届出一覧表

⑴ 環境緑地

整理番号	指定年度	指定番号	所在地番(小金井市)	面積(㎡)	地目	届出日	解除内容	備　　考
1	R5	1	貫井南町二丁目313番	952	山林	R8.2.28	解除	生産緑地に指定するため
合　　計				952.00				

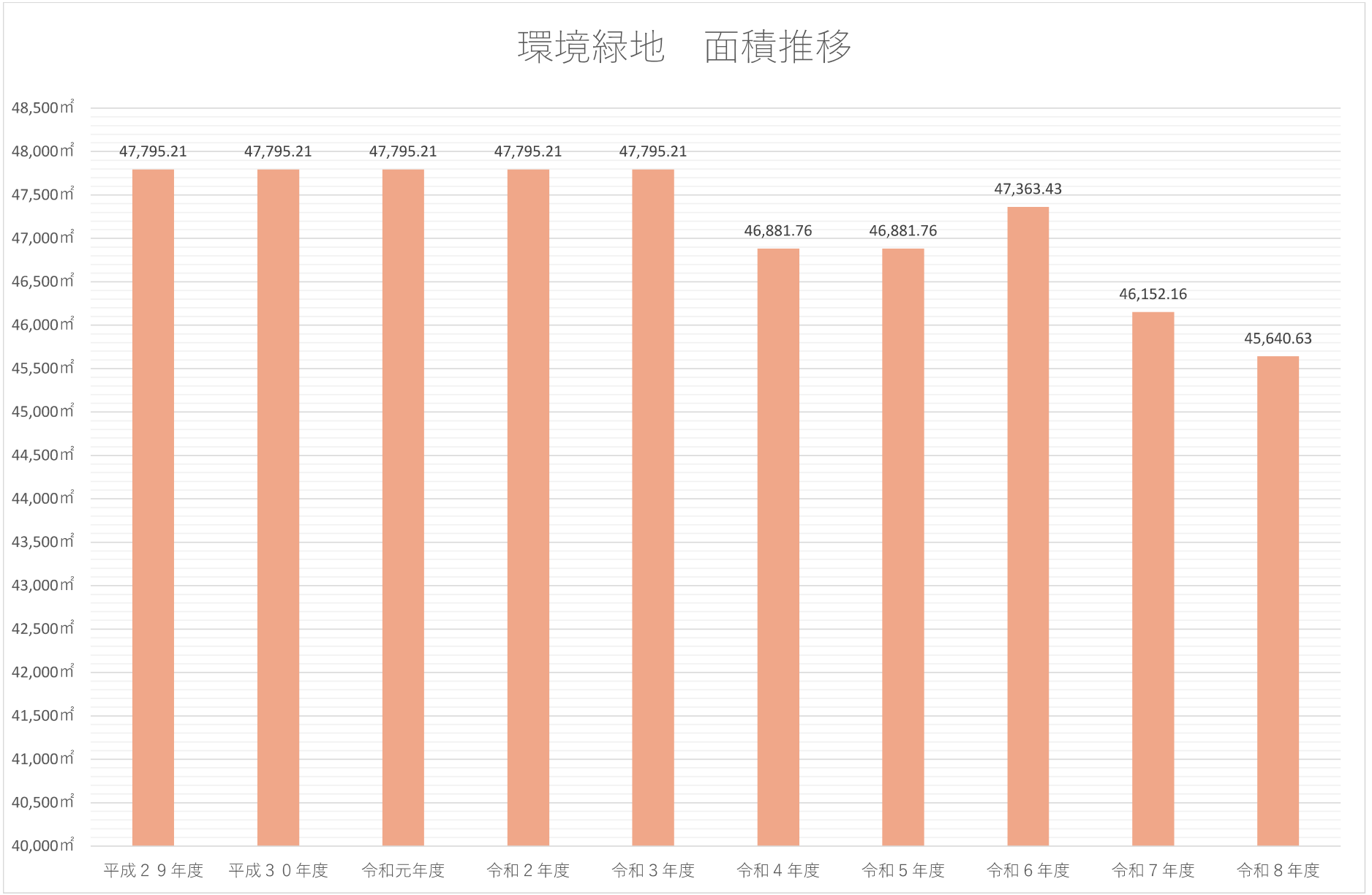
⑵ 保存樹木

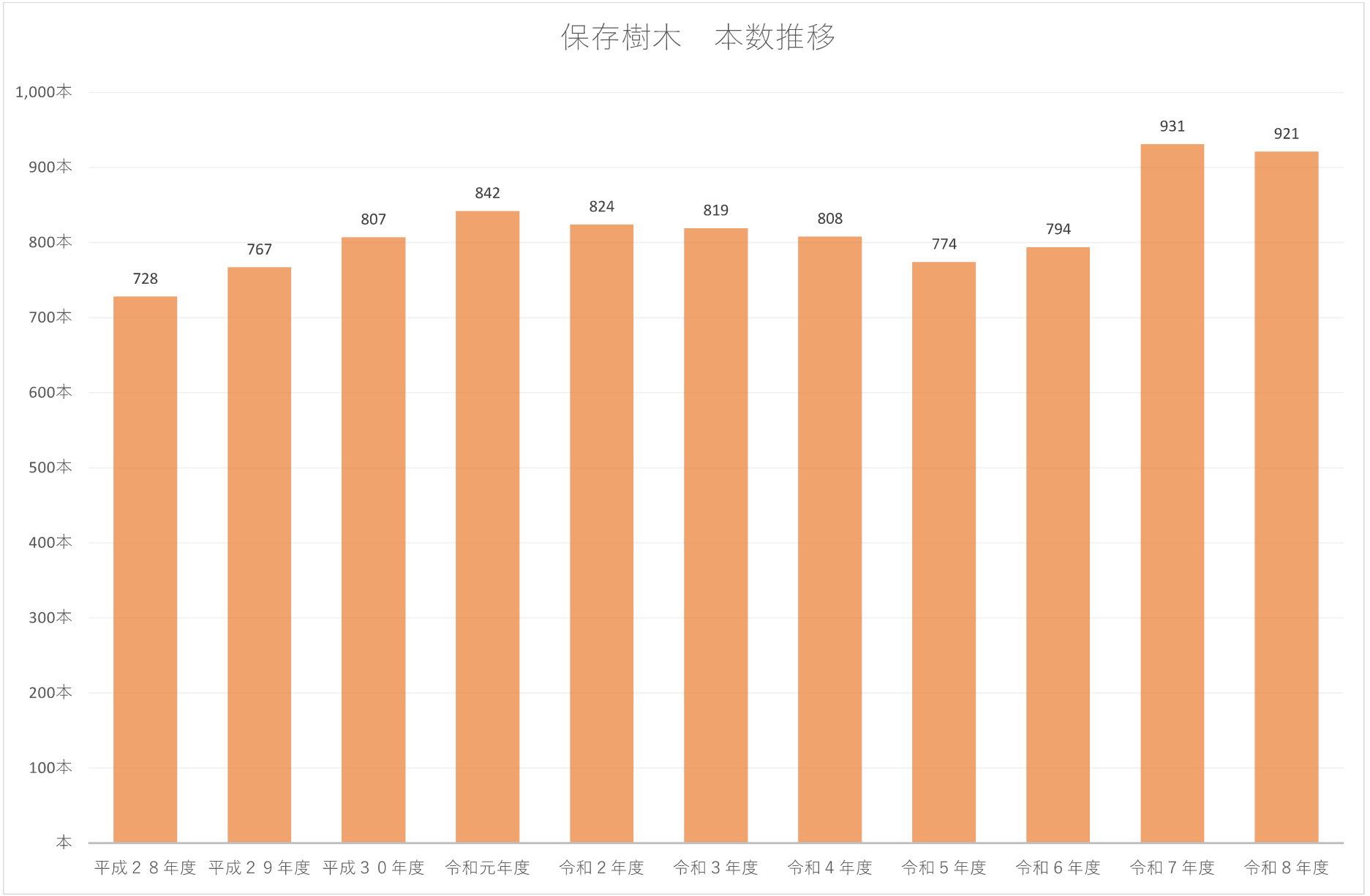
整理番号	指定年度	指定番号	所在地(小金井市)		解除本数(本)	樹種	届出日	解除内容	備　　考
1	R4	3	梶野町二丁目11番		1	ケヤキ	R7.12.30	解除	敷地内整備のため伐採
2	R4	9	前原町三丁目37番		1	クロマツ	R7.10.7	一部解除	倒木の恐れがあるため伐採
3	R5	6	関野町一丁目2番		1	シラカシ	R8.1.4	一部解除	敷地内整備のため伐採
4	R5	20	前原町四丁目22番		3	アラカシ	R8.1.15	一部解除	敷地内整備のため伐採
5	R5	29	貫井南町二丁目1番		1	シラカシ	R7.4.3	一部解除	倒木の恐れがあるため伐採
6	R5	29	貫井南町二丁目2番		2	ヒノキ	R8.4.21	一部解除	倒木の恐れがあるため伐採
7	R6	15	本町五丁目23番		1	ヤマザクラ	R7.4.14	解除	倒木の恐れがあるため伐採
8	R6	16	貫井南町三丁目8番		2	スギ、イチョウ	R7.4.25	一部解除	敷地内整備のため伐採
9	R6	20	前原町四丁目6番		1	ソメイヨシノ	R7.5.31	解除	敷地内整備のため伐採
10	R6	21	中町一丁目10番		5	アカマツ	R8.1.26	一部解除	敷地内整備のため伐採
合　　計					18				

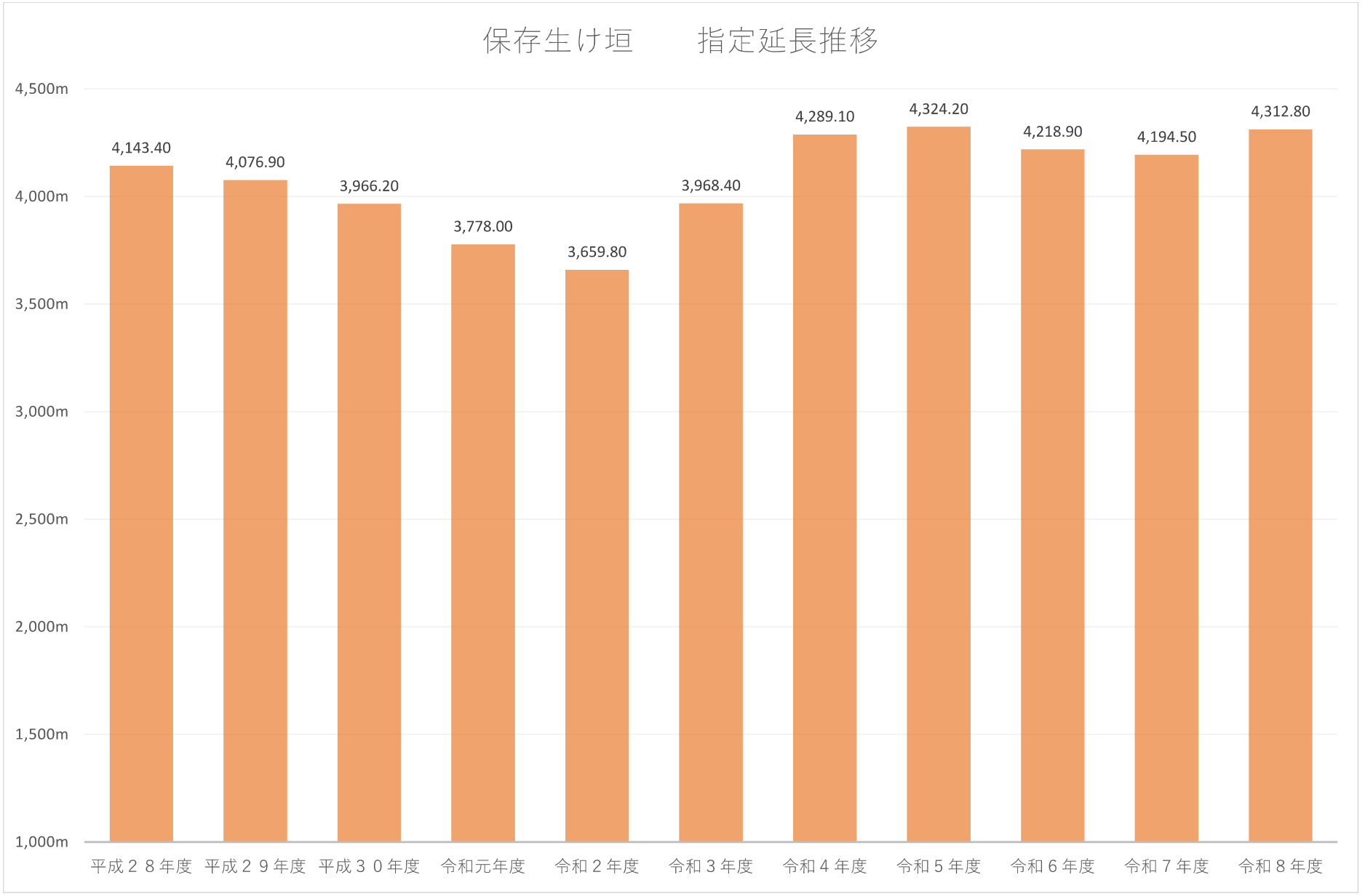
⑶ 保存生け垣

整理番号	指定年度	指定番号	所在地(小金井市)	長さ(m)	樹種	届出日	解除内容	備　　考
1	R3	1	東町一丁目41番	24.00	マサキ	R7.12.23	解除	敷地内整備のため伐採
2	R5	3	東町四丁目27番	10.40	カイズカイブキ	R8.2.9	解除	敷地内整備のため伐採
3	R5	13	緑町五丁目13番	12.00	ﾚｯﾄﾞﾛﾋﾞﾝ	R8.1.5	解除	敷地内整備のため伐採
4	R5	31	前原町四丁目6番	57.20	ﾍﾞﾆｶﾅﾒﾓﾁ、ﾄｷﾜﾏﾝｻｸ	R7.5.31	解除	敷地内整備のため伐採
5	R5	54	前原町二丁目9番	12.00	ｻｻﾞﾝｶ	R7.12.25	解除	敷地内整備のため伐採
6	R5	21	中町四丁目6番	8.75	ヒイラギモクセイ	R8.1.30	一部解除	敷地内整備のため伐採
7	R5	43	貫井北町一丁目23番	22.80	ヒイラギモクセイ	R8.1.17	一部解除	敷地内整備のため伐採
8	R6	2	梶野町三丁目5番	13.00	ヒイラギモクセイ	R8.1.26	解除	敷地内整備のため伐採
合　　計				160.15				

※解除届出は、令和7年4月1日から令和8年4月30日までのものとする。


環境緑地　面積推移
48,500㎡
48,000㎡
47,500㎡
47,000㎡
46,500㎡
46,000㎡
45,500㎡
45,000㎡
44,500㎡
44,000㎡
43,500㎡
43,000㎡
42,500㎡
42,000㎡
41,500㎡
41,000㎡
40,500㎡
40,000㎡
47,795.21
47,795.21
47,795.21
47,795.21
47,795.21
46,881.76
46,881.76
47,363.43
46,152.16
45,640.63
平成２９年度
平成３０年度
令和元年度
令和２年度
令和３年度
令和４年度
令和５年度
令和６年度
令和７年度
令和８年度


保存樹木　本数推移
1,000本
900本
800本
700本
600本
500本
400本
300本
200本
100本
本
728
767
807
842
824
819
808
774
794
931
921
平成２８年度
平成２９年度
平成３０年度
令和元年度
令和２年度
令和３年度
令和４年度
令和５年度
令和６年度
令和７年度
令和８年度


保存生け垣　　指定延長推移
4,500m
4,000m
3,500m
3,000m
2,500m
2,000m
1,500m
1,000m
4,143.40
4,076.90
3,966.20
3,778.00
3,659.80
3,968.40
4,289.10
4,324.20
4,218.90
4,194.50
4,312.80
平成２８年度
平成２９年度
平成３０年度
令和元年度
令和２年度
令和３年度
令和４年度
令和５年度
令和６年度
令和７年度
令和８年度

令和７年度小金井市みどりの基本計画実施計画の見直し、うち保全緑地制度に係る見直し一覧

資料３

【見直し根拠とした関連資料】
小金井市みどりの基本計画実施計画（以下、「実施計画」）
令和5年度みどり率調査結果（以下、「みどり率」）
小金井市の環境・みどりに関する市民アンケート調査結果（令和7年度）（以下、「アンケート」）
小金井市みどりの基本計画の目標値の実績（以下、「目標値」）
緑化施策に係る国・東京都等の方針や各種制度の動向（以下、「国・都の動向」）
小金井市みどりの基本計画（都市公園等の整備及び管理の方針）見直し（以下、「公園方針」）

みどりの基本計画の記載						該当する取組（具体的な事業等）				見直し理由	見直し背景	見直しの方向性	見直し後の取組（令和8年度以降）	
NO	基本方針	取組方針	重点	具体的な取組	主な取組	取組事業名	取組事業内容	担当課	担当係				取組事業名	取組事業内容
1	1．みどりを守る	（1）国分寺崖線・野川のみどりを守る		①崖線斜面及び周辺部のみどりを保全緑地制度などで守る	1_保全緑地制度などの各種制度を活用し、崖線斜面及び周辺部のみどりを保全します。	保全緑地制度などの活用による保全	環境保全緑地（環境緑地・公共緑地）、国分寺崖線緑地保全地域などの各種制度の活用により崖線斜面及び周辺部のみどりを維持管理・確保するため、土地を有する事業者や市民に敷地の緑化やみどりの保全を働きかける。	環境政策課	緑と公園係	審議会意見	●市民に制度が認知されておらず、指定されていない樹木や生け垣などは多いと思われる。環境フォーラムなどで保全緑地制度の周知を強化する必要がある。	保全緑地制度の普及啓発についての取組の追記	保全緑地制度などの活用による保全	保全緑地制度、国分寺崖線緑地保全地域などの各種制度の活用により崖線斜面及び周辺部のみどりを維持管理・確保するため、土地を有する事業者や市民に敷地の緑化やみどりの保全を働きかける。 保全緑地制度の認知度向上のため、市報、ホームページ、イベントでの普及啓発のほか、回覧板や広報掲示板、自治会連絡会等も活用し、更なる周知を行う。
7	1．みどりを守る	（2）民有地のみどりを守る	★	①保全緑地制度などの活用により守る★	2_土地所有者の方が保全緑地制度を活用しやすいよう、制度について分かりやすく周知を図ります。	保全緑地制度の周知	保全緑地（環境緑地・公共緑地・保存樹木・保存生け垣）制度の情報発信を行うとともに、事業者・市民へ指定の促進を図る。	環境政策課	緑と公園係	審議会意見	●市の積極的な働きかけにより、保存樹木の指定の本数を増やすことは可能であると考えられる。	市から保全緑地の所有者へ直接的に制度を紹介することを検討	保全緑地制度の周知	保全緑地制度の情報発信を行うとともに、事業者・市民へ指定の促進を図る。 また、市民や事業者などに制度の紹介を実施するなど、さらなる制度の周知・活用を促進する。
8	1．みどりを守る	（2）民有地のみどりを守る	★	①保全緑地制度などの活用により守る★	3_★保全緑地制度を活用しやすいように、環境緑地の指定最低面積の引き下げなど、要件の見直しを検討します。	保全緑地制度の要件の見直し	保全緑地（環境緑地・公共緑地・保存樹木・保存生け垣）制度の指定要件を緩和するなど、要件を見直す。	環境政策課	緑と公園係	実施計画目標値アンケート審議会意見	●保全緑地制度の指定要件緩和を実施し、問い合わせが増え新規指定の増加などの成果がある一方で、維持管理が困難となり、保存樹木・生け垣の解除も増えるとともに質の低下がみられる。 ●保全緑地制度、生け垣造成奨励金交付制度のアンケートでの認知度は約3割であった。 ●保存樹木の適正な管理が図られていない樹木についての問い合わせも増加傾向にある。	保全緑地の質を含めた要件の見直しや助成以外の維持管理補助などは可能か検討	保全緑地制度の要件等の見直し	保全緑地制度の樹種や維持管理の状況等の質を含めた指定要件を見直す。 また、奨励金以外の維持管理に係る助成措置を検討する。
42	2．みどりをつくる	（3）みどりのまちなみをつくる	★	①住宅のみどりを増やす ★	2_★生け垣造成奨励金制度及び保存生け垣の適用対象の拡大により、より活用しやすい制度とします。さらに緑化指導時に制度の周知を行い、指定を進めます。	生け垣造成奨励金交付制度・保存生け垣の指定要件の見直し	より活用しやすい制度とするため、要件の見直しを行い、制度の周知を行う。	環境政策課	緑と公園係	実施計画目標値アンケート	●保全緑地制度の指定要件緩和を実施し、問い合わせが増え新規指定の増加などの成果がある一方で、維持管理が困難となり、保存樹木・生け垣の解除も増えるとともに質の低下がみられる。 ●保全緑地制度、生け垣造成奨励金交付制度のアンケートでの認知度は約3割であった。 ●保存樹木の適正な管理が図られていない樹木についての問い合わせも増加傾向にある。	保全緑地の質を含めた要件の見直しや助成以外の維持管理補助などの検討	生け垣造成奨励金制度・保全緑地制度の要件等の見直し	生け垣造成後に、保存生け垣に係る保全緑地制度があることを周知する。イベント等での苗木の無料配布を行う。また、保存生け垣制度についても、制度の質を含めた要件の見直しや奨励金以外の維持管理に係る助成措置を検討する。

保全緑地所有者アンケート結果

資料４

1 調査概要

（1） 調査対象
市内に保全緑地（保存樹木・保存生け垣・環境緑地）を所有する方
189人（全223人から重複34人除く）

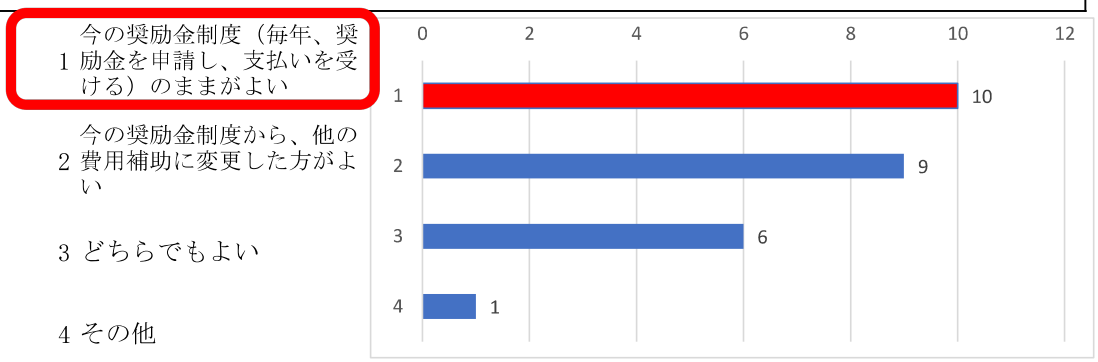
（2） 方法及び期間
全所有者に郵送にて依頼・令和8年2月末締切(4月末まで延長し再度依頼)

（3） 回答概要
93人（樹木所有者25人、生け垣所有者68人）

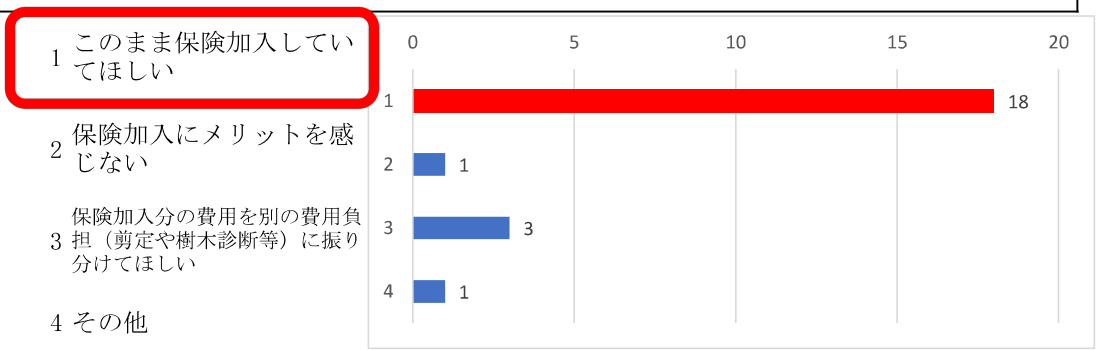
2 調査結果 調査結果

（1） 調査結果より、保存樹木所有者の方への質問内容と回答を以下に示します。

Q3 現行の保全緑地の費用補助制度（年度ごとに申請をし、保存樹木１本あたり２千円、生け垣１ｍあたり３００円、国分寺崖線区域内に存する環境緑地１㎡あたり２０円の奨励金振込）に対して、お考えに近いものをお選びください
当てはまるものがない場合は「その他」を選び、詳細を入力ください。



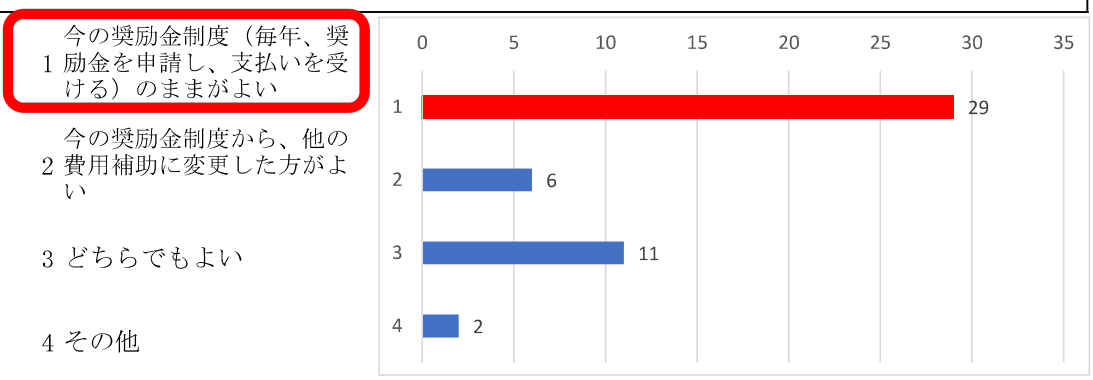
Q7 市が加入している賠償保険は、一般的な賠償保険と同様に台風等の自然災害における倒木は免責事項となり保険対象外となります。保険加入の継続と新制度への変更を検討するにあたり、所有者様の考えに近いものを選んでください。



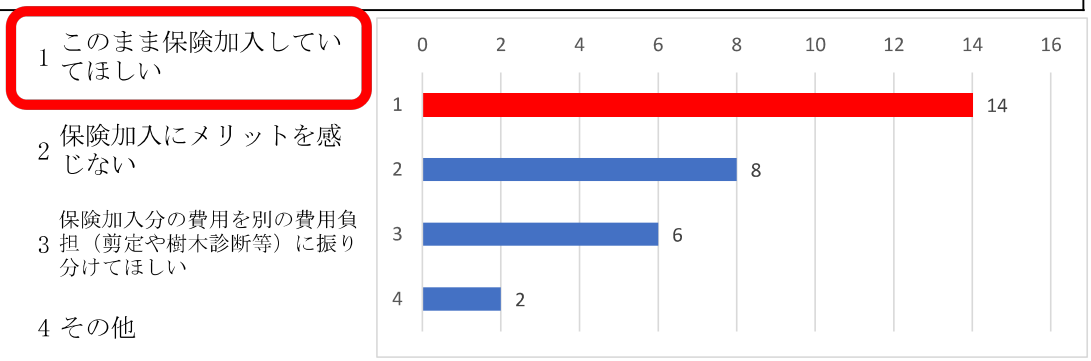
2 調査結果 調査結果

(2) 調査結果より、保存生け垣所有者の方への質問内容と回答を以下に示します。

Q3 現行の保全緑地の費用補助制度（年度ごとに申請をし、保存樹木１本あたり２千円、生け垣１ｍあたり３００円、国分寺崖線区域内に存する環境緑地１㎡あたり２０円の奨励金振込）に対して、お考えに近いものをお選びください
当てはまるものがない場合は「その他」を選び、詳細を入力ください。



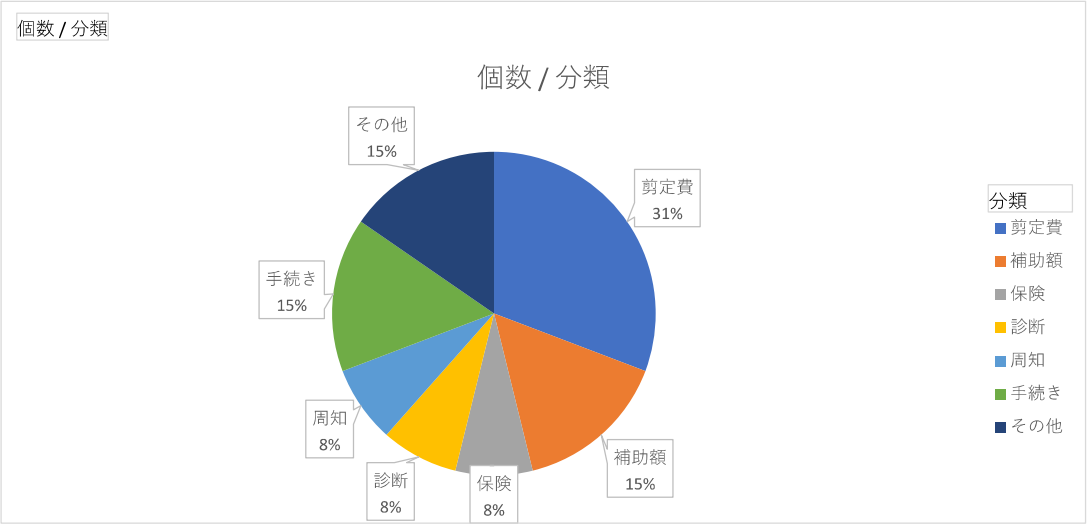
Q7 市が加入している賠償保険は、一般的な賠償保険と同様に台風等の自然災害における倒木は免責事項となり保険対象外となります。保険加入の継続と新制度への変更を検討するにあたり、所有者様の考えに近いものを選んでください。



3 樹木所有者の方からの自由意見一覧

分類	整理番号	意見
補助額	12	２千円はちょっと安いなぁと感じる
補助額	54	剪定補助を新設する場合、一律ではなく、樹木の高さ、幹回り等の樹木の規模によって補助金を決めてほしい。規模が大きいとどうしても費用が嵩んでしまうため。
補助額	63	今までの補助制度で構わないが、維持管理費用がかかるので、1本2000円を上げて頂けると助かります。保存するには1本5000円位にして頂けると助かります。
剪定費	3	剪定費用や落ち葉清掃などの補助があると助かります
剪定費	40	剪定費用や落ち葉清掃などの補助があると助かります
剪定費	64	剪定と樹木診断のうち、特に剪定の補助があると助かります
剪定費	69	環境維持の為に剪定費用/補助を検討して頂きたい。
手続き	9	剪定費用の補助や申請等の簡略化など
手続き	35	剪定費用の補助や申請等の簡略化など
保険	67	年一度の剪定費用の補助・自然災害も対象にした賠償保険
診断	30	樹木診断はやってほしい
周知	6	新しい家が建つと庭、土、樹木は無く駐車スペースのセメント面になり落ち葉も雑草も出ないが、それで良いのか？と思う。植物、自然の大事さも公的にアピールしてほしい。災害時に庭木や土の庭も何か役に立つのではと考える。
その他	59	今まで通りで良いと思います。
その他	7	意見なし

樹木所有者の方からの自由意見（分類グラフ）

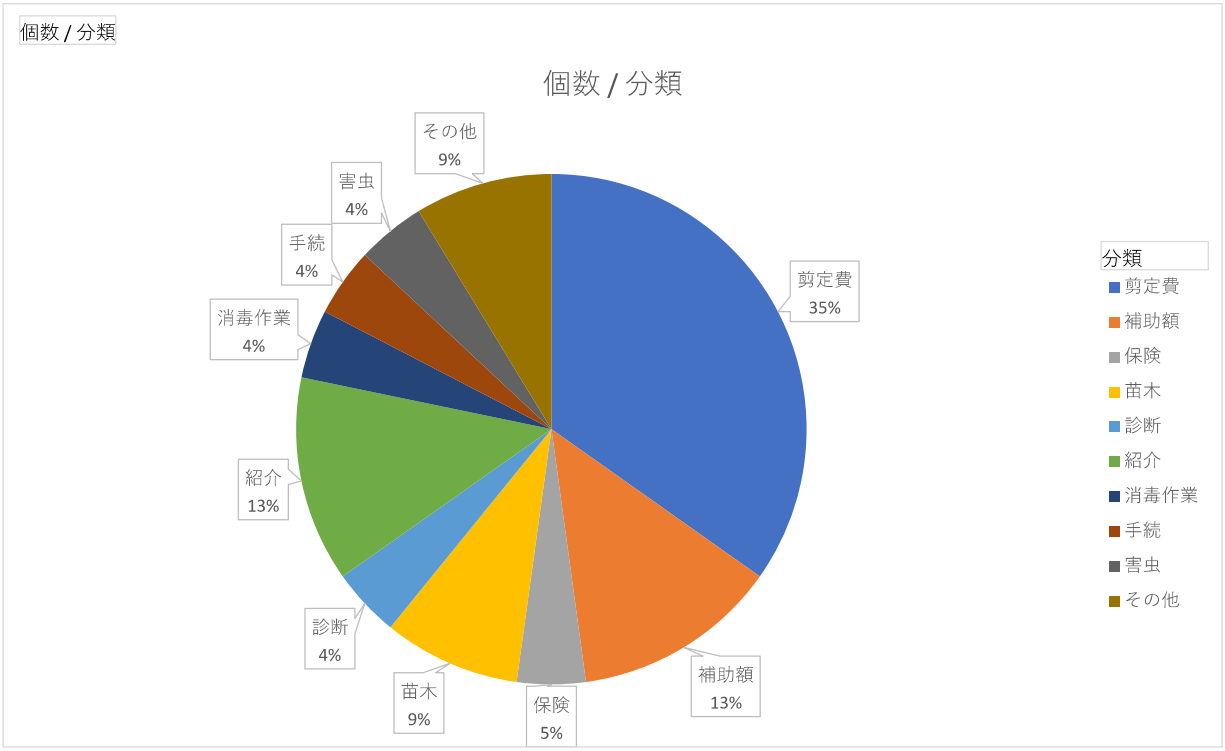


4 生け垣所有者の方からの自由意見一覧

分類	整理番号	意見
剪定費	10	植木の剪定代にお金がかかるので 補助金をあげてほしい
剪定費	35	剪定費用に毎年25,000円ほどかかるのでこの補助金はありがたいです。
剪定費	42	保存樹木の基準に届かないが、数が多い場合には剪定費用がかなりかさむので、序々に庭木の伐採を考えています。
剪定費	70	年に５回程度刈り込みをしています。年に1度程度の剪定（刈り込み）費用の補助がほしい。
剪定費	118	毛虫の発生を年２回行う薬剤費用や、剪定費用の補助金をいただけると、助かります。
剪定費	132	生け垣刈込みのため剪定費用の補助があるとありがたい。
剪定費	140	生け垣(ベニカナメ)の剪定は4ケ月 毎に行うので、剪定補助が出ると 助かります。
剪定費	143	せん定は年に何回もしています。高い所は業者に依頼し金額も高かったです。せん定費用の補助は今の奨励金より増額して頂きたいと思います。
補助額	32	市が掲げる緑地計画に対して、緑地を維持するための補助などはあまりにも貧弱と感じる。かつての農地や林地を念頭に置いたままの政策で、固定資産税が上昇する中、宅地の中の緑地は維持していくことは困難になる。緑地を保有している住民に負担を負わせているまま「小金井市の緑豊か」を謳う政策に不信を抱かざるを得ない。
補助額	69	維持には費用や時間が必要であり補助額を上げていただけると助かります。新築の家には「みどり」が少なく感じます。緑化指導を強化いただき「みどり」の量、道路から見える「みどり」の充実を図ってください。
補助額	95	生け垣の剪定をプロに依頼すると少なくとも１日で35000円の経費がかかる。助成金の増額を希望する。
紹介	7	業者の紹介をいただけるとありがたいです。市役所提携業者を利用した場合は申請不要で 業者支払いから差し引くとかの方が手間がかからず双方楽かな？と思います。
紹介	37	生け垣保全に詳しい方(シルバー人材センターの方、市役所の担当係の方など)の助言を受けられる制度
紹介	94	剪定できる確かな技術を持ち適正価格の業者の斡旋
苗木	93	生け垣の苗木の補助
苗木	112	苗の購入費用の補助
保険	63	通常は危険度診断が重要で何かあった時の保険が免責事項ばかりでは役に立たないと思います。
消毒作業	20	年に数回の消毒を行ってほしい

分類	整理番号	意見
診断	76	剪定作業は自ら実施するのみの大変かつ危険が伴う。業者の方に行ってもらうと多額な料金が発生し、奨励金はほんの一部にしかならず、あまり意味を感じない。それよりこれらの樹木が安全であるかの診断をしていただいた方が安心できると思う。
手続	9	口座振替依頼書について、前回と変更無い場合は「変更無し、又は前回と同じ」等に簡素化出来ないか、変更ある場合は届出が必要であり、又、毎回変更する人は非常に少ないと思います。
害虫	91	害虫対策に関する情報でもあれば良いのですが。
その他	119	木や落葉を焼くことができたらもっと維持しやすいと思う。
その他	131	ないよりあった方が良い。

生け垣所有者の方からの自由意見（分類グラフ）



資料５

保全緑地制度の見直し（案）

１　現行制度の概要

⑴　奨励金制度

以下のア～ウそれぞれについて、毎年度申請により奨励金支給

ア　保存樹木（９２１本）：１本あたり年額２，０００円

イ　生け垣（４，３１２．８０ｍ）：１ｍあたり年額３００円

※１５，０００円（３００円×５０ｍ）が上限

ウ　環境緑地（４１，５４２．３０㎡）：１㎡あたり年額２０円

※国分寺崖線内のみが対象

⑵　賠償保険

環境緑地内樹木及び保存樹木について市が賠償責任保険を契約（保存生け垣は対象外）

・保険料：５８１，０００円

・支払限度額：１事故につき、身体２億・財物５千万円

・特約：被害者治療費等・訴訟対応費用・初期対応費用

２　見直しに向けた背景

アンケート結果による意見（別紙資料５）

令和７年１２月に行ったアンケート（回答期限令和８年２月）の結果、保存樹木、保存生け垣の所有者とも、保全緑地の費用補助制度について「今の奨励金制度のままがよい」という声が最も多く、賠償保険についても「このまま保険加入してほしい」という声が一番多い結果となった。

ただ、保存樹木の所有者の中には、剪定費用等の補助を求める声も一定数あった。

３　見直し内容（案）

⑴　現行奨励金の見直し

ア　保存樹木

樹木１本あたりの単価を増額（@2,000 円⇒@4,000 円：@2,000 円増額）

⇒　@2,000 円増×921 本=総額 1,842,000 円の増額

イ　環境緑地

㋐　国分寺崖線以外の環境緑地に対しても奨励金交付

（41,542.30 ㎡⇒45,640.63 ㎡：4,098.33 ㎡増）

㋑　１㎡あたりの単価を増額

（@20 円⇒@40 円：@20 円増額）

⇒　830,846 円→1,825,625 円（994,779 円増額）

種類		現行	見直し後	備考
保存樹木	単価	2,000 円/本	4,000 円/本	
	総額	1,842,000 円	3,684,000 円	
環境緑地	単価	20 円/㎡	40 円/㎡	
	総額	830,846 円	1,825,625 円	国分寺崖線外も奨励金対象へ

⑵　新規指定の保存樹木及び保存生垣の健全性の確保

ア　外来種を除く。

東京都外来種対策リスト（維管植物）「侵入・定着予防外来種」（https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/gairaisyu/list_book）に掲載されているものについては、新規指定をしない。市ホームページに掲載するとともに、外来種について周知する。

イ　保存生け垣のうち、ブロック塀に取りついたつる性植物の生垣は対象外と明記・周知する。

4　根拠

近隣及び類似団体の１０市に確認

⑴　保存樹木

７市が１本あたりの助成を実施⇒平均３，８７１円／本

⑵　環境緑地

６市が１㎡あたりの助成を実施⇒平均４８円／㎡

5　今後のスケジュール

⑴　緑地保全対策審議会での意見の集約

・８月審議会：補助方法の方向性の確認（事前に資料送付の上、本日審議）

・１０月審議会：小金井市緑地保全及び緑化推進条例施行規則改正案及び最終案の提示、確認

・１１月審議会：微調整の上、最終版確定

6　市内部での予算措置へのスケジュール

事業費用拡大となるため、財源確保及び補助金検討委員会の通過が必須

・１０月、次年度予算計上の資料作成

・１２月頃、補助金検討委員会へ付議

・３月頃、市議会にて予算案

令和7年度　小金井市みどりの基本計画実施計画の取組状況

資料６

みどりの基本計画の記載						該当する取組（具体的な事業等）			取組状況		改善事項	今後の取組み（課題・目標等）
NO	基本方針	取組方針	重点	具体的な取組	主な取組※1	取組事業名	取組事業内容	担当係	A：計画以上に実施 B：計画どおり実施 C：未実施 D：完了・廃止	実施内容		
1	1. みどりを守る	(1)国分寺崖線・野川のみどりを守る		①崖線斜面及び周辺部のみどりを保全緑地制度などで守る	1_保全緑地制度などの各種制度を活用し、崖線斜面及び周辺部のみどりを保全します。	保全緑地制度などの活用による保全	環境保全緑地（環境緑地・公共緑地）、国分寺崖線緑地保全地域などの各種制度の活用により崖線斜面及び周辺部のみどりを維持管理・確保するため、土地を有する事業者や市民に敷地の緑化やみどりの保全を働きかける。	緑と公園係	B	市ホームページ及び市報（4月1日号）の1面にて制度の周知を図った。	令和7年度に実施した、みどりの基本計画の中間見直しにより、保全緑地制度の普及啓発についての取組を強化していく。	保全緑地制度、国分寺崖線緑地保全地域などの各種制度の活用により崖線斜面及び周辺部のみどりを維持管理・確保するため、土地を有する事業者や市民に敷地の緑化やみどりの保全を働きかける。 保全緑地制度の認知度向上のため、市報、ホームページ、イベントでの普及啓発のほか、回覧板や広報掲示板、自治会連絡会等も活用し、更なる周知を行う。
2	1. みどりを守る	(1)国分寺崖線・野川のみどりを守る		①崖線斜面及び周辺部のみどりを保全緑地制度などで守る	2_特別緑地保全地区に指定されている湧浪泉園では、市民がみどりの大切さを理解するきっかけとなるようイベント開催などを通じて周知に努めます。	湧浪泉園でのイベント実施	適切に維持管理・保全に努めるとともに、市民に親しまれる緑地としてイベント等を開催し緑地の保全に関する普及啓発を行う。	緑と公園係	B	・無料開放の実施（10/1、30人） ・市内中学生が作成した、整備後の園路の案内板や受付案内板を設置し、ホームページやSNSにより、当該緑地の更なる周知を行った。 ・園内に生息する動植物の観察を行う、スマホを使った「植物クエスト」イベントを行った（6/7、18人）。	令和7年度に実施した、みどりの基本計画の中間見直しにより、生物多様性の普及啓発についての取組を実施する。	湧浪泉園を適切に維持管理・保全に努めるとともに、市民に親しまれる緑地としてイベント等を開催し緑地の保全、生物多様性に関する普及啓発を行う。
3	1. みどりを守る	(1)国分寺崖線のみどりを守る		②野川の自然環境を関係者とともに守る	3_野川自然再生協議会を核として、市民と協働して自然回復・活用を図ります。	野川自然再生事業	市民と行政で構成される野川第一・第二調整池自然再生協議会に参加し、自然再生事業地区の水環境システムの再生に取り組む。	環境係	B	野川第一・第二調整池自然再生協議会に参加した。		引き続き野川第一・第二調整池自然再生協議会に地元自治体として参加する。
4	1. みどりを守る	(1)国分寺崖線のみどりを守る		②野川の自然環境を関係者とともに守る	4_国分寺崖線に隣接する公園等において、生物多様性に配慮した維持管理をします。	国分寺崖線に隣接する公園等の維持管理	「小金井市立公園の設計及び維持管理基準」に則り、公園内に新たに植樹する際には在来種から選定し、生物多様性の確保のため、実のなる樹木を植樹していく。	緑と公園係	B	在来種であるサツキ等を8公園で合計36株植栽したほか、指定開発事業により整備された公園内にサツキやツツジなど在来種を植樹してもらうように依頼した。	令和7年度に実施した、みどりの基本計画の中間見直しにより、地域固有の生態系を支える基盤である緑地の保全、再生について取り組んでいく。	「小金井市立公園の設計及び維持管理基準」に則り、公園内に新たに植樹する際には在来種から選定し、生物多様性の確保のため、実のなる樹木の植樹や、地域固有の生態系を支える基盤となる植栽管理を行う。
5	1. みどりを守る	(1)国分寺崖線・野川のみどりを守る		①崖線斜面及び周辺部のみどりを保全緑地制度などで守る	5_市民団体の活動の支援を行うとともに、事業者及び市民と協力して国分寺崖線のみどりを保全します。	市民団体の活動支援	崖線斜面及び周辺部のみどりの保全などの活動をする市民団体と連携して、維持管理・保全する。	緑と公園係	B	国分寺崖線上にあるどんぐりの森公共緑地において、新たに環境美化サポーターの登録があり、維持管理の課題や保全方法について協議した。	環境美化サポーターと更なる連携を図り、市民協働による崖線斜面及び周辺部の適正管理及び保全を図る。	崖線斜面及び周辺部のみどりの保全などの活動をする市民団体やボランティアと連携して、維持管理・保全する。
6	1. みどりを守る	(2)民有地のみどりを守る	★	①保全緑地制度などの活用により守る★	1_所有者の維持管理の負担軽減のため、環境緑地に指定した屋敷林や社寺林の下草刈りや落ち葉清掃、剪定などを行うボランティアを紹介します。	市民協働による環境緑地の維持管理	環境緑地に指定した屋敷林や社寺林を、市民団体やボランティアと連携して維持管理・保全をする。また、ボランティアポイントの取得できる事業として位置付けることで、近隣の小中学生の参加を推進する。	緑と公園係	B	環境緑地に指定している屋敷林及び周辺道路の落葉清掃について、環境美化サポーターの協力を得て、維持管理・保全をしている。	令和7年度に実施した、みどりの基本計画の中間見直しにより、市民協働による環境緑地の維持管理を推進する。	環境緑地に指定した屋敷林や社寺林を、市民団体やボランティアと連携して維持管理・保全をする。
7	1. みどりを守る	(2)民有地のみどりを守る	★	①保全緑地制度などの活用により守る★	2_土地所有者の方が保全緑地制度を活用しやすいよう、制度について分かりやすく周知を図ります。	保全緑地制度の周知	保全緑地（環境緑地・公共緑地・保存樹木・保存生け垣）制度の情報発信を行うとともに、事業者・市民へ指定の促進を図る。	緑と公園係	B	市報に指定要件の緩和や、ホームページに緩和した要件のイメージ図を工夫して発信し、また、既存の登録者への働きかけやイベント等でのチラシ配布により、新規で指定することができた。 ・保存生け垣：新規2件　61.5m ・保存樹木：新規4件　177本	令和7年度に実施した、みどりの基本計画の中間見直報告を受け、市から保全緑地の所有者へ直接的に制度を紹介することを検討する。	保全緑地制度の情報発信を行うとともに、事業者・市民へ指定の促進を図る。また、市民や事業者などに制度の紹介を実施するなど、さらなる制度の周知・活用を促進する。
8	1. みどりを守る	(2)民有地のみどりを守る	★	①保全緑地制度などの活用により守る★	3_★保全緑地制度を活用しやすいように、環境緑地の指定最低面積の引き下げなど、要件の見直しを検討します。	保全緑地制度の要件の見直し	保全緑地（環境緑地・公共緑地・保存樹木・保存生け垣）制度の指定要件を緩和するなど、要件を見直す。	緑と公園係	B	令和3年度、令和4年度に渡り、緑地保全及び緑化推進条例施行規則を改正し、指定要件を緩和した。緩和した内容の周知も継続する。 また、令和7年2月から、保全緑地の新規登録について、従前の4月1日から同月30日までの期間限定の登録期間の制限をとりやめたことを周知し、新規の申し込みを促進した。	令和7年度に実施した、みどりの基本計画の中間見直しにより、保全緑地の質を含めた要件の見直しや助成以外の維持管理補助などは可能か検討する。	保全緑地制度の樹種や維持管理の状況等の質を含めた指定要件を見直す。また、奨励金以外の維持管理に係る助成措置を検討する。
9	1. みどりを守る	(2)民有地のみどりを守る	★	①保全緑地制度などの活用により守る★	4_★宅地開発などの際の既存樹木の保全割合を環境配慮基準のなかで設定したり、緑化指導の適用となる対象面積を引き下げるなど民有地のみどりの保全及び創出する手法を強化します。	環境配慮基準の見直し	宅地開発時の既存樹木の保全割合を明確にしたり、緑化計画書を提出する開発面積を引き下げるなど民有地のみどりの保全、創出を検討する。	緑と公園係	B	敷地面積が200㎡以上の建築行為における緑化について、小金井市まちづくり条例第37条に規定する指定開発事業に該当しないものに適用とした、「小金井市緑化に関する指導等基準」を、令和4年4月1日から施行した基準を制定し、緑化の指導を行った。既存樹木の保全割合について、民有地に制限をかけることにつながるため、慎重な制度検討が必要である。市ホームページ及び多摩建築事務所にて制度の周知を図り、お問い合わせに対し丁寧に説明を行っている。		制度の周知が浸透してきたため、申請方法を電子受付も検討する。
10	1. みどりを守る	(3)農地を守る		①営農支援により農地を守る	1_農業者が営農を維持するための支援として、新規就農者などへの農地の斡旋や、援農ボランティアなどによる担い手不足の補助、簿記講習会の開催、施設整備などに対する補助施策などを実施します。	援農ボランティア事業	援農ボランティアの募集を行う他、営農支援策として未来に残す東京の農地プロジェクト補助金等の補助施策や簿記講習会の開催等を実施する。	産業振興係	B	【援農ボランティア】 ・東京都農林水産振興財団が実施する「援農ボランティア・東京の青空塾」に登録し、応募者が市内の圃場での実習で、草取り、肥料の運搬、収穫、出荷作業などの作業を農業者から直接指導を受け、その他、研修所での座学や圃場見学を受講し、援農ボランティアの認定を受けた。 （令和7年度認定者数：4人） 【未来に残す東京の農地プロジェクト】 ・実施なし 【東京農業経営強靭化事業】 ・3件実施 【簿記講習会】 ・講習会5回 参加人数：延べ14人		継続していく。
11	1. みどりを守る	(3)農地を守る		①営農支援により農地を守る	2_緑化のために必要な樹木は、地元植木業者の生産物を積極的に購入し、営農を支援していきます。	苗木無料配布事業	苗木無料配布事業として市内農家の植木の無料配布を継続して実施する。	産業振興係	B	【苗木無料配布事業】 市内の緑化推進と植木苗木生産振興を目的として、小金井市民を対象に抽選により、苗木の無料配布を実施した。（配布数：春の苗木400本、秋の苗木400本）		継続していく。

みどりの基本計画の記載						該当する取組（具体的な事業等）			取組状況		改善事項	今後の取組み（課題・目標等）
NO	基本方針	取組方針	重点	具体的な取組	主な取組※1	取組事業名	取組事業内容	担当係	A：計画以上に実施 B：計画どおり実施 C：未実施 D：完了・廃止	実施内容		
12	1. みどりを守る	(3)農地を守る	★	②活用して農地を守る	3_都市農業への理解や土に触れる機会を得る場として、引き続き市民農園や体験型市民農園の整備を推進していきます。	市民農園の整備	都市農業への理解や土に触れる機会を得る場として、引き続き市民農園の整備を推進する。また、都市農地の貸借の円滑化に関する法律の施行に伴い、民間企業等による生産緑地での市民農園開設も可能となったことから、多方面への周知を行っていく。	産業振興係	B	【市民農園整備】 令和6年4月1日に、みどり第3市民農園を開設した。 都市農地の貸借の円滑化に関する法律の施行に伴い、生産緑地に市民農園開設も可能になったことから、市内農地所有者宛にパンフレットによる周知を行った。 市民農園：7園　286区画　5,577.37㎡		継続していく。
13	1. みどりを守る	(3)農地を守る	★	②活用して農地を守る	4_地域の暮らしに潤いをもたらしてきた都市農地を活用した魅力ある地域づくりを推進するため、収穫体験や農業イベントなどを通して農業者と市民や商業者などの多世代・多様な相手との交流・連携機会の拡大を図ります。	多様な相手との交流連携機会の拡大による農地を活用した魅力ある地域づくりの推進	・農家と商業者等が連携した農地を活用したイベント等の取組みを通して連携機会の拡大に向けた支援を行う。 ・こがねい産業祭りを通じて農業者と市民や商業者との交流機会を拡大する。	産業振興係	B	【親子収穫体験】 ・市内農家の協力により、農地の歴史や地場産いちごを使用したパフェづくりなどを開催した。（参加人数：10組/25人） 【農家交流会】 ・6月に前年度の3月にジャガイモの種イモの植付け体験をした市民を対象にジャガイモの収穫を行った。 ・2月に市民を対象にジャガイモの種イモの植付け体験と農家との意見交換会を開催した。（参加人数：21人） 【こがねい産業祭り】 農・商工・観光が一体となったイベント「こがねい産業まつり」を開催開催した。。 ・物販のイベント・農業振興品評会（出品点数：953点） ・市内小学生を対象とした農業絵画コンクール（出品点数：224点）		継続していく。
14	1. みどりを守る	(4)玉川上水のみどりを守る		①玉川上水の桜並木を東京都などと連携して守る	1_小金井市玉川上水・小金井桜整備活用推進委員会における学識者の意見や環境の変化を踏まえ、庁内関係課や東京都、隣接自治体と連携して玉川上水及びその周辺環境の保全を進めます。	玉川上水及びその周辺環境の保全	「小金井市玉川上水・小金井桜整備活用推進委員会」を開催する。委員会の意見を踏まえ、土木遺産としての玉川上水を保全する。東京都及び隣接自治体と情報共有を図り、史跡・名勝の保護及び多様な植生環境の管理を行う。	文化財係	B	関係機関とは現地視察や協議を重ねてきた。		未整備区間の着手準備に向けて、引き続き東京都と他自治体と調整を図る。 本来の玉川上水の多様性ある植生環境の再生促進も進める。
15	1. みどりを守る	(4)玉川上水のみどりを守る		①玉川上水の桜並木を東京都などと連携して守る	2_東京都の「史跡玉川上水整備活用計画」及び本市の「玉川上水・小金井桜整備活用計画」に基づき、文化財の保全を進めます。	桜並木の保全	「小金井市玉川上水・小金井桜整備活用計画」、「史跡玉川上水整備活用計画」（東京都）に基づき、桜並木の保全を進める。また、桜の植樹事業により桜並木の再生を進め、玉川上水のみどりの更新に繋げる。	文化財係	B	関野橋～梶野橋間にヤマザクラを15本補植した。都立農業高等学校・名勝小金井桜の会と3者協定（補足事項）で次世代のヤマザクラの苗木育成を進めた。		欠損木に対する補植や新植木の枯死に伴う植替えを進める。
16	1. みどりを守る	(4)玉川上水のみどりを守る		②玉川上水沿道景観を景観計画や風致地区の方針に基づき守る	3_「東京都景観計画（玉川上水景観軸）」、「玉川上水風致地区」における建築行為などの際の許可事務を行い、建築物の新設や宅地造成の際に緑化などの基準が満たされているか確認します。	風致地区内の緑化基準の確認	「東京都景観計画（玉川上水景観軸）」、「玉川上水風致地区」における建築行為などの際の許可事務を行い、建築物の新設や宅地造成の際に緑化などの基準が満たされているか確認する。	都市計画係	B	玉川上水風致地区については、令和7年度は8件の許可申請があり、緑化が必要な5件の許可申請では、基準に適合するように指導するとともに、基準が満たされていることを確認し、許可書を発行した。		風致地区の周知を行い、引き続き基準に適合するように指導を行う。
17	1. みどりを守る	(4)玉川上水のみどりを守る		①玉川上水の桜並木を東京都などと連携して守る	4_歴史的遺産として、まちの魅力向上に向け、積極的に市内外にPRします。	歴史的文化遺産のPR	文化財センターの他、まちかど歴史ミュージアムやイベントなどを通して、まちの魅力向上に向け、積極的に歴史的遺産としてのPRを市内外にする。	文化財係	B	梶野橋の補修工事（道路管理課）に伴い、梶野橋の袂に史跡・名勝に親しめる文化財説明板を新設した。		若年層に向けた啓蒙の強化の必要性
18	2. みどりをつくる	(1)魅力ある公園をつくる		①新たな公園を整備する	1_小長久保公園、三楽公園、梶野公園及び（仮称）東小金井駅上地区画整理事業1号公園の整備を進めます。	都市計画公園の整備	小長久保公園、三楽公園、梶野公園及び（仮称）東小金井駅上地区画整理事業1号公園の整備を進める。	緑と公園係	B	三楽公園について、2か年にわたる整備工事が完了した。 今後、小長久保公園及び（仮称）東小金井駅上地区画整理事業1号公園の整備に向け調整を継続する。		小長久保公園の事業用地について、土地所有者の意向を尊重しながら、土地開発公社と調整し、用地取得を進める。
19	2. みどりをつくる	(1)魅力ある公園をつくる		①新たな公園を整備する	2_新たな都市公園等の整備を行う際には、市民が計画の検討及び管理に参加できる手法を取り入れます。	市民意見を反映した公園づくり	新規の都市公園等の整備にあたっては、地域の意見を反映する。	緑と公園係	B	三楽公園について、地元自治会や関係部署と整備内容について意見交換を実施のうえ、整備工事を行った。	障害のあるなしにかかわらず利用できるように、関係機関及び庁内の分野横断的な連携を図る。	今後整備予定の公園においても地域の意見を反映した整備を実施する。
20	2. みどりをつくる	(1)魅力ある公園をつくる		②利用者の少ない公園を改善する	3_利用者の少ない公園等については、近隣住民の意向も踏まえながら、活性化に向けた方策を検討します。改善が難しい場合には、用途変更や売却を行い、他の公園等の魅力向上のための財源の確保を図ります。	低未利用公園等の整理（用途変更や売却検討）	利用が少ない公園について土地利用転換を含めた整理を検討する。整理にあたっては周辺住民の合意形成を図りながら用途変更や売却を進め公園事業費を捻出するとともに機能性の高い公園等の整備を検討する。	緑と公園係	B	全庁的に低未利用公園について、使用希望がないか調査を行い、丁寧に手続きに係る調整事項を説明し、希望について聞き取りを行った。		用途変更を予定していたが、地域の合意形成に至らず、用途変更ができなかった事例もある。 今後も、地域の合意形成を図る上では、適宜情報提供しながら、丁寧な対応を続けていく。 また、地域の合意形成を図りながら、新たな公園の活用について、指定管理者と連携しながら検討をする。
21	2. みどりをつくる	(1)魅力ある公園をつくる		②利用者の少ない公園を改善する	4_みどりの配置状況を考慮し、借地公園の設置及び公園等の用地寄附の受入れについて、基準に基づき公園緑地の配置の適正化を図ります。	寄附・借地公園の見直し	公園等の用地の寄附の受け入れや借地公園の継続に関して要綱に基づき、周辺の公園・みどり等の配置状況及びみどりの軸などを考慮し、慎重に検討する。	緑と公園係	B	寄附の受け入れや借地公園の在り方等について、地権者から相談があった場合には、要綱等に基づき、丁寧に説明をした。		今後も制定した要綱に基づき、寄附の受け入れ及び借地公園の取り扱いについて、地権者と丁寧に対応していく。
22	2. みどりをつくる	(1)魅力ある公園をつくる		③公園機能を充実・更新する	5_安全確保のため、老木や倒木の恐れがある樹木や見通しの悪い植栽及び老朽化した公園施設については、劣化状況などを踏まえ、計画的な維持管理を実施します。また都市公園にはプライバシーの保護に留意しながら、防犯カメラの設置を検討します。	公園施設の適正な維持管理	・老朽化した公園施設の更新をする。 ・プライバシーの保護に留意しながら都市公園に、防犯カメラの設置を検討する。	緑と公園係	B	・栗山公園の老朽化したトイレについて、バリアフリー対応及び災害時でも使用可能なトイレに改修すべく、設計委託を行った。 ・防犯カメラについて、設置前に周辺住民への説明文を配布し、また、活動ボランティア団体や関係施設にも事前説明を行い、令和8年1月から梶野公園に防犯カメラを4基設置した。		・整備工事に当たり、必要な調整は早い段階で周辺住民等と調整し、適宜情報提供をする等丁寧に進めるとともに、適切な工事スケジュールの立案をする。 ・防犯カメラ設置にあたっては、近隣住民への丁寧な説明をした上で、プライバシー保護の観点から近隣住宅や道路の通行人が映り込まないよう配慮し、円滑な運用に努める。
23	2. みどりをつくる	(1)魅力ある公園をつくる		③公園機能を充実・更新する	6_安全確保及び適正な樹木の維持管理を図るため、公園等の樹木について、中低木を主とした植栽を進め、樹種転換及び巨木化・老木化し倒木の危険がある樹木の更新を実施し、適正な樹木配置を図ります。	公園施設の適正な維持管理	小金井市立公園の設計及び維持管理基準に基づく適正な樹木管理を実施する。	緑と公園係	B	樹木の高木化や老木化が進むなか、樹木を適切に管理できるよう、計画的な維持管理を行うため、小金井市立公園等の樹木管理ガイドラインを策定した。	令和7年度に実施した、みどりの基本計画の中間見直しにより、維持管理基準、樹木管理ガイドラインに基づき、樹木の更新を図る。	小金井市立公園の設計及び維持管理基準、小金井市立公園等の樹木管理ガイドラインに基づく適正な樹木管理を進めるため、危険な樹木等の更新をする。

みどりの基本計画の記載						該当する取組（具体的な事業等）			取組状況		改善事項	今後の取組み（課題・目標等）
NO	基本方針	取組方針	重点	具体的な取組	主な取組※1	取組事業名	取組事業内容	担当係	A：計画以上に実施 B：計画どおり実施 C：未実施 D：完了・廃止	実施内容		
24	2. みどりをつくる	(1)魅力ある公園をつくる		③公園機能を充実・更新する	7_新型コロナウイルスなどの感染症拡大防止のため、密集・密接を避ける公園管理を行います。	新型コロナウイルス感染拡大防止のための公園利用	国土交通省の通達に基づき、公園利用者にコロナ禍の利用について注意喚起を図る。	緑と公園係	B	栗山公園バーベキュー広場の使用は休止していたが、使用時間及び人数制限を設けたうえで、使用を開始した。	令和7年度に実施した、みどりの基本計画の中間見直しにより、Well-beingを実感できる、公園でのイベント開催など人々が集う場所としての活用を促進すべく、公園での体験活動による地域コミュニティ形成を図る。	栗山公園のビオトープ、梶野公園・三楽公園の菜園活用により地域コミュニティの形成を図る。心身の健康維持し、人々が集う場として公園を活用する。
25	2. みどりをつくる	(1)魅力ある公園をつくる	★	④事業者、市民とともに公園管理を行う ★	8_★環境美化サポーター制度のさらなる活用を図るため、サポーター同士の意見交換の場づくりや活動状況の情報発信を進めます。	既存のボランティア活動の支援	現在参加しているボランティアの方の技術力やモチベーション向上のため、ボランティア同士の横の繋がりを形成することができる場を設ける。	緑と公園係	B	環境美化サポーターの希望者とともに親睦会やボランティア養成講座を継続して実施し、更に他市公園の視察も行うことで、環境美化サポーター同士の横のつながりを広めるとともにモチベーションの向上を図った。 情報・意見交換会：1回、ボランティア養成講座：1回、先行事例バス視察：1回		例年実施する親睦会にて要望の多かった、継続性のある親睦会や環境美化サポーターの技術力向上を図るボランティア養成講座など、市と指定管理者とともに連携し行っていく。
26	2. みどりをつくる	(1)魅力ある公園をつくる	★	④事業者、市民とともに公園管理を行う ★	9_★子育て世代や子どもが空いた時間に気軽に参加できるボランティア制度の導入を検討します。	気軽に参加できるボランティア制度の検討	ボランティアが若い世代へ浸透していないため、子育て世代や子どもが空いた時間に気軽に参加できるボランティア制度の導入を検討する。	緑と公園係	B	切れ目のない市民協働の仕組みづくりのため、将来世代の子どもの参加が可能な花の植え替えイベントを実施した。 ・むさこぶらっと公園（6人・うち子ども3人） ・栗山公園（39人・うち子ども22人） ・梶野公園（76人・子ども37人）		市も引き続き、環境美化サポーターとも連携を図りながら、イベントを実施するにあたり、指定管理者とも協働し、継続性のある市民協働体制を構築する。
27	2. みどりをつくる	(1)魅力ある公園をつくる	★	④事業者、市民とともに公園管理を行う ★	10_★梶野公園サポーター会議をモデルに地域住民が管理するモデル公園の選定、公園サポーター会議などの設置の検討をします。	公園サポーター会議の設置	梶野公園サポーター会議をモデルに、浴恩館公園及び三楽公園においても市民が公園等の管理・運営に参加できる仕組みづくりを進める。	緑と公園係	B	三楽公園では、インクルーシブデザインに配慮した遊び場、菜園及び子どもの居場所の整備に向け、地元自治会、敬老会及び近隣学童保育所と連携を綿密にし、丁寧な調整を実施した。 浴恩館公園では、環境美化サポーターと課題等の共有を図り、必要な除草、剪定に加え、イベントを実施した。		緊急的な課題については、その都度協議の上、課題解決するとともに、定期的な協議を継続する。
28	2. みどりをつくる	(1)魅力ある公園をつくる	★	④事業者、市民とともに公園管理を行う ★	11_★都市公園については、さらなる魅力向上のため、指定管理制度の導入に向けた検討を進めます。	指定管理者制度などの民間活力導入の検討	令和6年度からの指定管理者制度導入に向け、関係団体や市内事業者等と連絡調整を行い円滑な制度導入を進める。	緑と公園係	B	令和6年度から指定管理者による市民協働のもと、関係団体と協議の場を設け、意見交換・情報交換を重ねた。指定管理者と綿密に連絡をとりあい、情報共有や各種事業の連携を行った。		週に1度実施している定期巡回について、選択と集中により重点公園を選定し、より適切な管理を図る。
29	2. みどりをつくる	(2)公共施設のみどりをつくる		②公共施設のみどりをつくる	1_公共施設の新設時には「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づき、敷地面積が250㎡以上の場合、敷地内の緑化をします。	公共施設の緑化推進	学校、保育園、地域センター等の公共施設の新規整備や改修時に、公共施設の緑化を推進します。	建築営繕係	C	該当工事がなかったため		敷地面積が250㎡以上の新設工事があった場合、都条例に基づき敷地内の緑化を推進していきます。
30	2. みどりをつくる	(2)公共施設のみどりをつくる		②公共施設のみどりをつくる	2_公共施設のみどりは、倒木などの危険回避を第一に、可能な限りみどりの量を維持しつつ質の向上を図ります。	庁舎の樹木等の適切な植栽管理	植栽から年数が経ち、老木化が進んだ樹木が増えていることから、伐採や植替えなどにより安全を確保するとともに緑の量を維持する。	財産管理係	B	本庁舎は11月にボランティアによる樹木剪定、11月と1月に委託業者により高木剪定(本庁舎駐車場内)と道路にはみ出し電線にかかっている支障木1本を安全性確保のため伐採した。		本庁舎駐車場内のヒマラヤ杉にカラスの巣がたびたび作られるようであるとカラス除けのための対策が必要である。 現在、本庁舎駐車場の高木は3カ所に分け、それぞれ3年に一度のローテーションで剪定を行っている。そのため、枝木が著しく繁茂し、カラスの巣の原因にもなるので、ローテーションに囚われない剪定が必要と考える。
31	2. みどりをつくる	(2)公共施設のみどりをつくる		②公共施設のみどりをつくる	2_公共施設のみどりは、倒木などの危険回避を第一に、可能な限りみどりの量を維持しつつ質の向上を図ります。	集会施設の樹木等の適切な植栽管理	植栽から年数が経ち、老木化が進んだ樹木が増えていることから、伐採や植替えなどにより安全を確保するとともに緑の量を維持する。	集会施設係	B	各施設、樹木剪定を実施し、適切な管理に努めた。	選定実施により、樹木の一定の植栽管理を行った。	更なる巡視を行い、引き続き適切な管理を実施する。
32	2. みどりをつくる	(2)公共施設のみどりをつくる		②公共施設のみどりをつくる	2_公共施設のみどりは、倒木などの危険回避を第一に、可能な限りみどりの量を維持しつつ質の向上を図ります。	ごみ処理施設の樹木等の適切な植栽管理	周辺環境と調和するよう適切に維持管理を行い、緑の量を維持する。	施設係	B	野川クリーンセンター及び資源物処理施設は共に周辺環境と調和するように適切に植栽されている。		引き続き、樹木選定、植木への灌水及び除草等を行い、敷地内の美化に努めていく。
33	2. みどりをつくる	(2)公共施設のみどりをつくる		②公共施設のみどりをつくる	2_公共施設のみどりは、倒木などの危険回避を第一に、可能な限りみどりの量を維持しつつ質の向上を図ります。	保育園の樹木等の適切な植栽管理	植栽から年数が経ち、老木化が進んだ樹木が増えていることから、伐採や植替えなどにより安全を確保するとともに緑の量を維持する。	保育係	B	植栽の消毒、剪定及び伐採実施し、保育園及び近隣の安全確保を図った。	特になし	引き続き、適切な維持管理を行っていく。
34	2. みどりをつくる	(2)公共施設のみどりをつくる		②公共施設のみどりをつくる	2_公共施設のみどりは、倒木などの危険回避を第一に、可能な限りみどりの量を維持しつつ質の向上を図ります。	学童保育所の樹木等の適切な植栽管理	植栽から年数が経ち、老木化が進んだ樹木が増えていることから、伐採や植替えなどにより安全を確保するとともに緑の量を維持する。	学童保育係	B	植栽の剪定を実施し、学童保育所並びに近隣の安全確保を図った。	特になし	令和8年度も継続して取り組み、安全を確保し緑の量を維持する。
35	2. みどりをつくる	(2)公共施設のみどりをつくる		②公共施設のみどりをつくる	2_公共施設のみどりは、倒木などの危険回避を第一に、可能な限りみどりの量を維持しつつ質の向上を図ります。	児童館の樹木等の適切な植栽管理	植栽から年数が経ち、老木化が進んだ樹木が増えていることから、伐採や植替えなどにより安全を確保するとともに緑の量を維持する。	児童青少年係	B	植栽の剪定を実施し、児童館並びに近隣の安全確保を図った。	特になし	令和8年度も継続して取り組み、安全を確保し緑の量を維持する。
36	2. みどりをつくる	(2)公共施設のみどりをつくる		①学校のみどりをつくり、親しむ	2_公共施設のみどりは、倒木などの危険回避を第一に、可能な限りみどりの量を維持しつつ質の向上を図ります。	学校の樹木等の適切な植栽管理	植栽から年数が経ち、老木化が進んだ樹木が増えていることから、伐採や植替えなどにより安全を確保するとともに緑の量を維持する。	学務係	B	老木化などによりやむを得ない場合を除き伐採や伐根をせずに剪定を行うこととし、学校・近隣への安全確保と緑の量の維持を図った。		引き続き現状維持・管理に努める。なお、植樹から長い年月を経ている樹木もあることから、伐採や植え替えなども視野に入れながら適切に対応していきたい。
37	2. みどりをつくる	(2)公共施設のみどりをつくる		①学校のみどりをつくり、親しむ	2_公共施設のみどりは、倒木などの危険回避を第一に、可能な限りみどりの量を維持しつつ質の向上を図ります。	公民館の樹木等の適切な植栽管理	植栽から年数が経ち、老木化が進んだ樹木が増えていることから、伐採や植替えなどにより安全を確保するとともに緑の量を維持する。	庶務係	B	高木剪定委託（貫井南分館）、樹木剪定委託（貫井北分館）	特になし	引き続き樹木等の適切な植栽館Bを行う。
38	2. みどりをつくる	(2)公共施設のみどりをつくる		①学校のみどりをつくり、親しむ	3_学校ビオトープの維持管理をします。	ビオトープの適切な維持管理	学校等の要望に基づき、ビオトープに関する修繕及び原材料の購入等の必要が生じた際、施設補修の場合に対応する。	学務係	B	学校配当予算の範囲内でビオトープの維持管理に努めた。		引き続き、適切な維持管理を行っていく。

みどりの基本計画の記載						該当する取組（具体的な事業等）			取組状況		改善事項	今後の取組み（課題・目標等）
NO	基本方針	取組方針	重点	具体的な取組	主な取組※1	取組事業名	取組事業内容	担当係	A：計画以上に実施 B：計画どおり実施 C：未実施 D：完了・廃止	実施内容		
39	2. みどりをつくる	(2)公共施設のみどりをつくる		①学校のみどりをつくり、親しむ	4_子どものみどりや自然への愛着醸成に向け、学校ビオトープ、公園、国分寺崖線、野川、玉川上水などのみどりを学校教育に活用します。	環境学習の推進（ビオトープ活用）	学習指導要領や東京都の環境教育指導資料で示された内容に従った指導を行うとともに、本市として環境教育を重要な教育課題の一つであると捉えているため、充実を図るよう努める。	指導係	A	市内小学校において四角池における自然環境に関する学習や昆虫観察を実施した。また学級菜園において総合的な理科の学習も実施した。 小金井市気候非常事態宣言を受け、各学校における環境教育のさらなる充実を図るため、児童・生徒一人一人が環境教育を含めた「社会の問題を自分事化するための教育活動である「ハチドリプロジェクト」に取り組み、児童・生徒からマスコットキャラクターの名前の案を募集し、「はちまる」と決定した。	学区域の自然環境が学校によって異なるため、学校ごとに環境	児童・生徒の思いや考え、発想を生かしたハチドリプロジェクトの取組となるようにしていく必要がある。そのためには、各校の取組の意見交換や情報交換をする場を設定する必要がある。ハチドリプロジェクトのマスコットキャラクターの活用方法についても検討していく必要がある。
40	2. みどりをつくる	(2)公共施設のみどりをつくる		①学校のみどりをつくり、親しむ	5_芝生化した校庭の芝生を良好な状態で維持するために、専門家による定期的な点検と必要な維持管理を行うとともに、芝生の維持管理ボランティアへの適切な指導をします。	小中学校運動場芝生維持管理	小・中学校（6校）の運動場芝生維持管理を進める。	施設係	B	小・中学校（6校）の運動場芝生維持管理を行い、ボランティアの参画による地域連携と芝生を活かした教育活動に貢献している。		ボランティアの確保及び円滑な運営体制を課題としている。専門事業者に定期的な点検と保守を委託するとともに、維持管理ボランティア及び学校への適切な指導を継続して行い、安定的な運営体制の構築を図る。また、学校と共に活動の周知・広報を行う。
41	2. みどりをつくる	(2)公共施設のみどりをつくる		②公共施設のみどりをつくる	6_★公共施設の植栽や生け垣を適切に管理する担い手の発掘をします。	環境美化サポーター制度（活動の拡大推進）	剪定ボランティアによる公園や公共施設の植栽の管理を支援するなど、市民協働による緑の維持管理を推進する。	緑と公園係	B	環境美化サポーターである剪定サークルにより、公共施設等の植栽管理に際し、用具の貸与及び枝葉回収を実施した。 （活動実績）年間延べ参加人数538人により、25箇所の公園緑地や公共施設を、合計21回、中低木の剪定を実施いただいた。	従来も剪定作業前には現場にて打合せを実施しているが、今後の課題等を共有するため、指定管理者とも情報共有の継続が必要である。	定期的な意見交換会を実施し、市民協働による植栽管理の推進を図る。
42	2. みどりをつくる	(3)みどりのまちなみをつくる	★	①住宅のみどりを増やす ★	2_★生け垣造成奨励金制度及び保存生け垣の適用対象の拡大により、より活用しやすい制度とします。さらに緑化指導時に制度の周知を行い、指定を進めます。	生け垣造成奨励金交付制度・保存生け垣の指定要件の見直し	より活用しやすい制度とするため、要件の見直しを行い、制度の周知を行う。	緑と公園係	B	令和3年度、令和4年度に渡り、緑地保全及び緑化推進条例施行規則を改正し、指定要件を緩和した。緩和した内容の周知も継続する。 また、令和7年2月から、保全緑地の新規登録について、従前の4月1日から同月30日までの期間限定の登録期間の制限をとりやめたことを周知し、新規の申し込みを促進した。	令和7年度に実施した、みどりの実施計画見直報告書を受け、保全緑地の質を含めた要件の見直しや助成以外の維持管理補助などの検討をしていく。	生け垣造成後に、保存生け垣に係る保全緑地制度があることを周知する。イベント等での苗木の無料配布を行う。また、保存生け垣制度についても、制度の質を含めた要件の見直しや奨励金以外の維持管理に係る助成措置を検討する。
43	2. みどりをつくる	(3)みどりのまちなみをつくる	★	①住宅のみどりを増やす ★	3_東京都苗木生産供給事業を活用して、イベントなどを通じて、個人向けに苗木の無償提供を行います。	苗木の配布	イベント実施に伴い苗木の配布を実施することにより民有地の緑化促進を図る。	緑と公園係	B	梶野公園まつり（令和7年10月26日開催）に合せて一般公募者50名にブルーベリーの苗木、50名にオリーブの苗木、合計100本を1本ずつ配布を予定していたが、雨天中止に伴い、配布場所を滄浪泉園に変更し特別緑地保全地区の周知も行い、民有地の緑化の機会とした。		苗木配布は応募が多数あるため、引き続き民有地の緑化を目的に継続的に実施する。
44	2. みどりをつくる	(3)みどりのまちなみをつくる	★	②市街地や商業施設、事業所のみどりを増やす★	4_★緑化スペースが十分でない市街地での緑化を進めるため、屋上緑化、壁面緑化 など多様な緑化手法について、環境配慮基準の緑化面積に含めることを検討します。	環境配慮基準の見直し（屋上緑化・壁面緑化等）	環境配慮基準の「1.緑を守り育てる」に関する規定を見直し、屋上緑化、壁面緑化も緑化面積に含めることを検討する。	緑と公園係	B	敷地面積が200㎡以上の建築行為における緑化について、小金井市まちづくり条例（平成18年条例第2号）第37条に規定する指定開発事業に該当しないものに適用とした、「小金井市緑化に関する指導等基準」を、令和4年4月1日から施行した基準を制定し、緑化の指導を行った。		制度の周知が浸透してきたため、申請方法を電子受付も検討する。
45	2. みどりをつくる	(3)みどりのまちなみをつくる	★	②市街地や商業施設、事業所のみどりを増やす★	5_★市街地の緑化を進めるため、新たに緑化指導に関する規定を整備し、指定開発事業に該当しない規模の建築行為に対しても緑化指導を行うことで、より多くの住宅、事業所、商業施設などにおいて、緑化を推進します。	緑化指導に関する規定の整備	新たに緑化指導に関する規定を整備し、指定開発事業に該当しない規模の建築行為に対しても緑化指導を行う。	緑と公園係	B	敷地面積が200㎡以上の建築行為における緑化について、小金井市まちづくり条例（平成18年条例第2号）第37条に規定する指定開発事業に該当しないものに適用とした、「小金井市緑化に関する指導等基準」を、令和4年4月1日から施行した基準を制定し、緑化の指導を行った。		制度の周知が浸透してきたため、申請方法を電子受付も検討する。
46	2. みどりをつくる	(3)みどりのまちなみをつくる	★	②市街地や商業施設、事業所のみどりを増やす★	6_鉄道沿線などの身近な交通軸周辺の公共施設での緑化に取り組みます。	中央線沿線の緑化推進	中央線沿線に隣接する公的施設の緑化を推進していく。	緑と公園係	C	中央線沿いの公的施設の新たな緑化に至っていない。	令和7年度に実施した、みどりの基本計画の中間見直報告を受け、中央線沿線や公共施設だけに限定せず、中央線沿線を含むみどりの軸に隣接する公共施設等の緑化を推進する。	中央線沿線を含むみどりの軸に隣接する公共施設等の緑化を推進する。
47	2. みどりをつくる	(4)みどりの軸をつくる		①都市計画道路などの街路樹をつくる	1_都市計画道路などの幅員の広い道路の街路樹では、景観の形成、生き物の生息空間の確保、緑陰の創出などの観点から、みどりの量を維持しつつ、安全確保を図りながら、樹木の植栽などを行い、みどりのネットワークの充実を図ります。 3_都市計画道路や安全な歩行空間を確保できる道路の整備時には、植栽幅をできるだけ確保することにより、街路樹、低木や草本類などの植栽を行い、多様なみどりの環境を提供します。	都市計画道路の植栽整備	都市計画道路整備時には、街路樹、低木及び草本類などの植栽を行い、多様なみどりの環境整備を行う。	工事係	B	予算の範囲内で低木の植替えを行った。	た街路樹の過度な成長により、歩行者及び車両の通行の支障	条件に合わせた適正な樹種選定を行うとともに、引き続き、計画的な街路樹の保守管理に取り組んでいく。
48	2. みどりをつくる	(4)みどりの軸をつくる		②遊歩道や緑道などのみどりをつくる	2_市街地の街路樹の管理では、落葉に対する地域住民の理解を得ながら、緑陰を保つなど適切な管理をきめ細かに進めます。 4_都市計画道路や公園、遊歩道の植栽を適切に維持管理します。	街路樹の適切な維持管理	都市計画道路や遊歩道の植栽を地域住民や歩行者の安全確保を図るため、適切に維持管理する。	道路管理係	B	都市計画道路や遊歩道において、植栽帯の計画的な剪定や適宜補植を行い、歩行者等の通行の安全を確保した。	遊歩道の植栽帯の剪定について、多くの要望が寄せられてい	都市計画道路や遊歩道において、植栽帯の計画的な剪定や補植を適宜行い、安全確保を図りながら、みどりの適切な維持管理を行っていく。

みどりの基本計画の記載						該当する取組（具体的な事業等）			取組状況		改善事項	今後の取組み（課題・目標等）
NO	基本方針	取組方針	重点	具体的な取組	主な取組※1	取組事業名	取組事業内容	担当係	A：計画以上に実施 B：計画どおり実施 C：未実施 D：完了・廃止	実施内容		
49	2. みどりをつくる	(4)みどりの軸をつくる		②遊歩道や緑道などのみどりをつくる	4.都市計画道路や公園、遊歩道の植栽を適切に維持管理します。	公園樹木の適切な維持管理	公園樹木を地域住民や公園利用者の安全を確保するため、適切に維持管理をする。	緑と公園係	B	市内220か所の市立公園及び滄浪泉園緑地で安全上支障となる樹木を、公園等指定管理者と連携をとり、優先的に伐採や剪定等を行った。 草刈り等の場所や回数については、令和6年度から指定管理者による定期巡回も実施し、各所の状況をふまえ、危険樹木の伐採を優先し、繁茂状況に応じた作業回数を見直した。	高木化又は腐朽した樹木について、公園利用者及び近隣住宅の安全確保を図るため、適切な剪定又は伐採を進める。	小金井市立公園の設計及び維持管理基準、小金井市立公園等の樹木管理ガイドラインに基づく適正な樹木管理を進めるため、危険な樹木等の更新をする。
50	3. みんなで取り組む	(1)みどりについて知り、親しむ		②みどりと親しむ機会を増やす	1.★将来のみどりの担い手となる小中学生や子育て世代を対象とした、みどりに関するイベントを開催するなど、環境学習を充実します。なお、イベント開催に当たっては、大学や植木農家などの地域の多様な人材を活用することを検討します。	環境学習の充実	大学などの地域の多様な人材を活用して、将来のみどりの担い手となる小中学生や子育て世代を対象とした、みどりに関するイベントを開催するなど、環境学習を充実する。	環境係	B	【森林教育事業】 森を活かすことの意義を体験的に学ぶため、森林教育（間伐体験、造材搬出体験、間伐材加工品製作体験）を実施した。 【子ども環境ワークショップ】 間伐材や葉っぱを使ったワークショップ「ぴっぱーん」を実施しみどりに触れあう機会と想像力・創造力を創出することができた。 【環境講座（小金井の地下水を学ぶ）】 「水の日」関連事業として地下水・湧水について学ぶ講座を実施した。滄浪泉園緑地の湧水において水質測定体験等を実施することで、間接的ではあるがみどりに触れる機会を創出した。	事業の反省点等を踏まえて少しずつ内容を見直す等、よりよ	令和4年1月1日に発出した「小金井市気候非常事態宣言」において、SDGsの目指す持続可能な社会の実現に向けて、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」の実現を目指し、様々な事業を推進している。 気候危機を自らの問題として認識して、気候危機への対策を加速させるため、「一人ひとりから始める意識改革」等、積極的に取組もうとする姿勢や気持ちを醸成するため、継続的に、未就学児、小中学生を対象とした環境啓発事業を実施する必要がある。
51	3. みんなで取り組む	(1)みどりについて知り、親しむ	★	①みどりに関する情報を発信・共有する★	2.★みどりの実態調査結果やみどりの基本計画などを子どもも含めた市民に分かりやすく紹介します。	みどりに関する情報発信	みどりの基本計画、みどりの実態調査、ガーデニングや緑化の事例、支援制度、ボランティア活動等、みどりに関する情報発信を充実する。	緑と公園係	B	市報（令和7年10月15日号）の環境特集号において、環境美化サポーターの活動について写真やイベントのご案内を紹介することで、より魅力が伝わるよう周知を図った。 身近なみどりフォトコンテスト2025として、公園部門とまちなか部門にて写真を募集し、各部門に市長賞・副市長賞を決定し、優秀作品を市報や市ホームページ等で周知した。	令和7年度に実施した、みどりの基本計画の中間見直しにより、情報提供の拡充やイベント等での周知強化も図っていく。	みどりの基本計画、みどりの実態調査、ガーデニングや緑化の事例、支援制度、ボランティア活動等、みどりに関する情報発信を充実し、環境楽習館、市立公園等でのイベント、環境フォーラム等での周知など、周知内容により学校や公民館等公共施設での掲示、近隣へのチラシ配布など多様な情報提供手段で広く周知する。東京都の「東京グリーンビズマップ」等、都と連携したみどりの情報提供を行う。
52	3. みんなで取り組む	(1)みどりについて知り、親しむ	★	①みどりに関する情報を発信・共有する★	3★市のみどりの実態や、緑化の制度、ボランティア活動などのみどりに関する情報を市の広報やホームページを用いて発信・共有します。	みどりに関する情報発信 ※再掲	みどりの基本計画、みどりの実態調査、ガーデニングや緑化の事例、支援制度、ボランティア活動等、みどりに関する情報発信を充実する。	緑と公園係	B	市報（令和7年10月15日号）の環境特集号において、環境美化サポーターの活動について写真やイベントのご案内を紹介することで、より魅力が伝わるよう周知を図った。 身近なみどりフォトコンテスト2025として、公園部門とまちなか部門にて写真を募集し、各部門に市長賞・副市長賞を決定し、優秀作品を市報や市ホームページ等で周知した。	令和7年度に実施した、みどりの基本計画の中間見直しにより、情報提供の拡充やイベント等での周知強化も図っていく。	みどりの基本計画、みどりの実態調査、ガーデニングや緑化の事例、支援制度、ボランティア活動等、みどりに関する情報発信を充実し、環境楽習館、市立公園等でのイベント、環境フォーラム等での周知など、周知内容により学校や公民館等公共施設での掲示、近隣へのチラシ配布など多様な情報提供手段で広く周知する。東京都の「東京グリーンビズマップ」等、都と連携したみどりの情報提供を行う。
53	3. みんなで取り組む	(1)みどりについて知り、親しむ	★	①みどりに関する情報を発信・共有する★	4.★環境フォーラムなどのイベントの機会の活用により、みどりに関する情報を発信します。	環境啓発事業（環境フォーラム）の開催支援	環境をテーマに活動する様々な団体が交流の輪を広げ、情報共有・意見交換を行う場として、環境フォーラムを開催する。	環境係	B	令和7年度は「沸騰する地球の未来を救え！」をテーマとして、宮地楽器ホール等で環境フォーラムを実施した。環境に関する映画上映、環境関連のワークショップ、環境賞受賞応募作品の展示、市内の環境団体の活動紹介パネルの展示などを実施した。11月14日～16日の3日間で合計1,892人の来場者があり、市民の環境意識向上を図ることができた。	今後も引き続き、市民の興味関心を引くことができるような事	令和4年1月1日に発出した「小金井市気候非常事態宣言」において、SDGsの目指す持続可能な社会の実現に向けて、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」の実現を目指し、様々な事業を推進している。 環境フォーラムについても、環境啓発の一環として、多くの市民に地球温暖化対策について、環境保全についてや生物多様性についてを知っていただく機会となるよう、事業者、市民団体等と協働して事業を展開していく必要がある。
54	3. みんなで取り組む	(1)みどりについて知り、親しむ		②みどりと親しむ機会を増やす	5・市民が実施したみどりの調査結果を活用して、みどりの実態に関する情報を共有します。	市民団体によるみどり調査の情報共有	市民団体との連携の強化を図り、植物や生き物の観察記録や資料をホームページ等で広く周知できるよう調整を図る。	環境係	C	ホームページに掲載可能な資料がなかったため、周知に至らなかった。	市民団体等から資料の提供があった際には、内容及びホームページでの公開が可能かどうかについて確認する。	市民団体等から資料の提供があった際には、内容及びホームページでの公開が可能かどうかについて確認し、可能な場合についてはホームページ等で周知を行う。
55	3. みんなで取り組む	(1)みどりについて知り、親しむ	★	①みどりに関する情報を発信・共有する★	6.優れた緑化事例やガーデニングを紹介することで、事業者や市民の緑化への関心を高めます。	緑化施設の表彰制度の実施	優れた緑化事例やガーデニングを市の広報やホームページで紹介するなどし、市民の緑化への関心を高める。	緑と公園係	B	身近なみどりフォトコンテストとして、市立公園部門とまちなか部門の写真を募集し、各部門に市長賞・副市長賞を決定し、優秀作品を市報や市ホームページ、環境フォーラムで周知した。		優れた緑化事例やガーデニングやみどりフォトコンテスト作品を市の広報やホームページや、環境フォーラム等イベントで紹介する。
56	3. みんなで取り組む	(1)みどりについて知り、親しむ		②みどりと親しむ機会を増やす	7・市民が主体となって開催する自然観察会を後援するとともに、観察会で得られた情報をホームページなどに集約・周知できるよう関係団体などとの連携を図ります。	自然保護教室の開催支援	市民団体主催の自然観察会や生き物調査等の開催情報を市ホームページやSNSで発信する。	緑と公園係	B	はけの森調査会の自然観察会の開催情報を市報等で周知した。		環境美化サポーターが主体的に指定管理者と連携したみどりの保全に係るイベント開催についても市ホームページやSNS等で発信する。
57	3. みんなで取り組む	(2)みどりに関する活動に取り組む		①みどりに関する募金などできることからはじめる	1.みどりに関する募金など、新たな財源確保につながる仕組みづくりを検討します。	みどりに関する新たな歳入確保	公園スポンサー制度など、新たな歳入確保につながる仕組みづくりを検討する。	緑と公園係	B	新たな歳入確保につながる取組について、指定管理者から、栗山公園・梶野公園において、自動販売機の設置の提案を受け、設置した。売り上げを自主事業の財源に活用している。	売り上げが見込みより少なかったため、指定管理者の創意工夫により売り上げの向上を図る。	指定管理者と連携を図りながら、新たな歳入確保につながる取組を検討する。
58	3. みんなで取り組む	(2)みどりに関する活動に取り組む		①みどりに関する募金などできることからはじめる	2.イベントにより花壇の植え替えを行うなど、子どもが気軽にみどりに触れられる機会を設け、担い手の確保を図ります。	環境学習の充実 （公園花壇の活用）	子どもの身近にある公園花壇で植え替えイベントを実施し、草花に触れ合う機会を設ける。	緑と公園係	B	栗山公園と梶野公園にて、令和7年6月と11月に、親子参加型植え替えイベントを実施した。 ・栗山公園（34人・うち子ども18人） ・梶野公園（30人・うち子ども17人） また、公園や環境楽習館、集会施設等にて、子どもも作れるたね団子イベントを実施した。（98人・うち子ども21人）		日頃から環境美化サポーターが活動している公園を対象として、引き続き、環境美化サポーターとも連携を図りながら、イベント実施を計画する。 公園以外でも、環境楽習館も活用し、新たに子供向けの植え替えイベントを実施する。
59	3. みんなで取り組む	(2)みどりに関する活動に取り組む	★	②ボランティア活動に取り組む★	3.浴恩館公園及び三楽公園において公園サポーター会議などの設置を検討し、市民参加による公園づくりを推進します。	市民参加による公園づくり（公園サポータ制度） ※再掲	梶野公園サポーター会議をモデルに、浴恩館公園及び三楽公園においても市民が公園等の管理・運営に参加できる仕組みづくりを進める。	緑と公園係	B	三楽公園では、インクルーシブデザインに配慮した遊び場、菜園及び子どもの居場所の整備に向け、地元自治会、敬老会及び近隣学童保育所と連携を綿密にし、丁寧な調整を実施した。 浴恩館公園では、環境美化サポーターと課題等の共有を図り、必要な除草、剪定に加え、イベントを実施した。		緊急的な課題については、その都度協議の上、課題解決するとともに、定期的な協議を継続する。

みどりの基本計画の記載						該当する取組（具体的な事業等）			取組状況		改善事項	今後の取組み （課題・目標等）
NO	基本方針	取組方針	重点	具体的な取組	主な取組※1	取組事業名	取組事業内容	担当係	A：計画以上に実施 B：計画どおり実施 C：未実施 D：完了・廃止	実施内容		
60	3. みんなで取り組む	(2)みどりに関する活動に取り組む	★	②ボランティア活動に取り組む★	4_環境美化サポーターへの用具の貸し出しなどを今後も継続します。	環境美化サポーター制度 （活動支援）	環境美化サポーターへ活動に必要な器具の貸し出しを継続する。	緑と公園係	B	新たに環境美化サポーターに登録のあった団体及び必要な器具の要望があった団体に対して、指定管理者と連携をとり、竹箒等の必要な器具を貸与をした。		市報（環境特集号）や市ホームページにて制度の周知を図り、環境美化サポーターの新規登録につながるよう取り組む。
61	3. みんなで取り組む	(2)みどりに関する活動に取り組む	★	②ボランティア活動に取り組む★	5_若い世代のボランティア登録を促進します。	多様なボランティア人材の確保	高齢化により活動が困難になるボランティア団体があることから、子育て世代や小中学生が気軽に参加できるようなイベント等を実施し、新たなボランティア活動参加者を確保する。	緑と公園係	B	切れ目のない市民協働の仕組みづくりのため、将来世代の子どもの参加が可能な花の植え替えイベントを実施した。 ・栗山公園（34人・うち子ども18人） ・梶野公園（30人・うち子ども17人） また、登録ボランティアの方の発案で、公園イベントやたね団子イベント等を実施した。	多様なボランティア人材の確保をすべく、登録型のボランティアだけでなく、参加型のイベントでのボランティアの実施や周知を図る。	高齢化により活動が困難になる環境美化サポーターサポーター団体があることから、子育て世代や小中学生が気軽に参加できるようなイベント等を実施し、参加型のボランティアの実施・周知により新たなボランティア活動参加者を確保する。
62	3. みんなで取り組む	(2)みどりに関する活動に取り組む	★	②ボランティア活動に取り組む★	6_★市民協働の主体である環境市民会議と連携しながら、みどりの保全活動や情報発信を行います。	環境市民会議との連携	環境市民会議による活動を支援する。	環境係	B	補助金交付による活動の支援のほか、環境フォーラムの展示内容について等、複数回協議を実施した。		補助金交付による活動の支援のほか、必要に応じた協議等実施していく。
63	3. みんなで取り組む	(2)みどりに関する活動に取り組む	★	②ボランティア活動に取り組む★	7_梶野公園や浴恩館公園では、ボランティア団体の横のつながりから多世代の交流が生まれています。こうした横のつながりをより深めるために団体の要望などを聞く機会を継続していきます。 8★花壇ボランティアと剪定ボランティアなど、ボランティア同士の情報交換会を定期的に実施します。	環境美化サポーター制度 （花壇ボランティア・剪定ボランティアの人材育成）	花壇ボランティアのネットワークを推進するために、情報交換会の実施や他団体への視察を継続する。このほかのボランティア同士の横のつながりを深めるために、情報交換会を定期的に実施する。	緑と公園係	B	環境美化サポーターの希望者とともに情報・意見交換会やボランティア養成講座を継続して実施し、更に他市公園の視察も行うことで、環境美化サポーター同士の横のつながりを広めるとともにモチベーションの向上を図った。 （実施回数） 情報・意見交換会：1回、ボランティア養成講座：1回、先行事例バス視察：1回		従前実施の情報・意見交換会にて要望の多い、継続性のある親睦会や環境美化サポーターの技術力向上を図るボランティア養成講座など、令和6年度以降も指定管理者とともに連携し今後も継続して行っていく。

資料７

小金井市みどりの基本計画の目標値の実績

項目	目標値 （令和１２年度）	調査基準年度 （令和元年度）	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
緑被率	28.0%	30.2%	－	－	－	－	－	－
みどりの質の満足度	80.0%	67.8%	－	－	－	－	－	47.5%
環境美化サポーター 登録者数	410人	308人	319人	410人	382人	434人	386人	460人
環境緑地の指定面積	現状維持	4.78ha	4.78ha	4.78ha	4.69ha	4.69ha	4.74ha	4.62ha
保存樹木の指定本数	現状より増加	842本	824本	819本	808本	774本	794本	931本
市民農園の箇所数 （面積）	現状より増加	4か所	4か所	6か所	6か所	6か所	6か所	7か所
		(3,070.37㎡)	(3,070.37㎡)	(4,610.37㎡)	(4,610.37㎡)	(4,610.37㎡)	(5,277.37㎡)	(5,577.37㎡)
体験型市民農園の箇所数 （面積）	現状より増加	2か所	2か所	2か所	1か所	1か所	1か所	1か所
		(4,489.46㎡)	(4,489.46㎡)	(4,489.46㎡)	(3,000.00㎡)	(3,000.00㎡)	(3,000.00㎡)	(3,000.00㎡)
生産緑地地区面積	減少量を抑制する	58.85ha	58.07ha	56.76ha	54.60ha	51.61ha	51.27ha	50.56ha
保存生け垣の延長	現状より増加	4,358m	4,174m	3,968m	4,289m	4,324m	4,199m	4,195m
公園・緑地面積	現状より増加	86.86ha	86.84ha	86.93ha	87.22ha	87.02ha	87.01ha	87.01ha
街路樹の植栽延長	現状より増加	21.81km	21.81km	21.81km	21.81km	21.81km	21.78km	21.78km
都市計画公園の整備における市民参加実施の割合 （実施公園）	100%	－	100%	100%	100%	100%	100%	100%
		－	（三楽公園）	（三楽公園・梶野公園）	（三楽公園・梶野公園）	（三楽公園）	（三楽公園）	（三楽公園・梶野公園・栗山公園）